

2024

第1編 教育行政

I 教育委員会

1 北九州市教育委員会

北九州市教育委員会は、教育長と5人の委員をもって組織している。

教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するものの中から、市長が、市議会の同意を得て、任命する。任期は3年。教育委員会の構成員かつ代表者として会務を総理し、合議体の意思決定に基づき事務を執行する。

委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で教育・学術及び文化に関し識見を有するものの中から、市長が市議会の同意を得て任命する。任期は4年。

また、教育委員会の権限に属する事務を処理するため、教育委員会に事務局を置いている。

2 教育長・教育委員（令和6年7月1日現在）



教 育 長
田 島 裕 美
(令和4年4月1日再任)



委員（教育長職務代理者）
大 坪 靖 直
(令和4年7月9日再任)



委 員
郷 田 郁 子
(令和3年10月9日就任)



委 員
香 月 きょう子
(令和5年7月1日就任)



委 員
中 島 良
(令和5年7月1日就任)



委 員
清 成 真
(令和6年4月1日就任)

3 教育委員会付議事件（令和5年度）

令和5年度は教育委員会会議が20回開催され、40議案をはじめ、教育に関する重要事項について活発な審議がなされた。

〔4月13日〕

- 議案第1号 北九州市清水小学校のグラウンド利用に関する陳情書について
- その他報告① 令和5年3月北九州市議会定例会の概要について

〔4月27日〕

- 議案第2号 北九州市教育支援委員会委員の委嘱又は任命について
- 議案第3号 北九州市学校給食審議会委員の委嘱について
- 議案第4号 北九州市社会教育委員の委嘱について

〔5月11日〕

- 議案第5号 北九州市立図書館協議会委員の委嘱について
- 議案第6号 北九州市教職員身体検査審議会委員の委嘱について
- 議案第7号 令和5年6月北九州市議会定例会への提出議案等について
- 協議① 2024年度（令和6年度）使用教科用図書の採択基準及び選定資料、採択方針について
- その他報告① 令和5年4月北九州市議会臨時会の概要について
- その他報告② 陳情第142号「学校や園でマスクを外した子供、保護者、職員に対して、偏見を持たないための正しい情報の周知について」

〔6月1日〕

- その他報告① 北九州市教員育成協議会の設置について
- その他報告② 北九州市教職員女性活躍・ワークライフバランス推進プログラムの状況報告について

〔6月23日〕

- その他報告① 北九州市立若松図書館の指定管理者による不正行為に対する対応について

〔6月29日〕

- 協議① 令和6年度使用教科用図書の概要及び採択事務の進捗状況について
- その他報告① 北九州市公立学校教職員の昇任選考試験実施要綱の一部改正について

〔7月6日〕

- 議案第8号 北九州市奨学資金貸付審議会委員の委嘱について
- 議案第9号 令和6年度に北九州市立小学校で使用する教科用図書の採択について
- 議案第10号 令和6年度に特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書の採択について
- 議案第11号 令和6年度に北九州市立高等学校で使用する教科用図書の採択について
- 協議① 人事について
- その他報告① 陳情第157号「北九州市立広徳中学校に自閉症・情緒障害特別支援学級の新設希望について」

〔7月27日〕

- 議案第12号 北九州市子ども読書活動推進会議委員の任命について
- 議案第13号 北九州市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
- 議案第14号 人事について
- その他報告① 令和5年6月北九州市議会定例会の概要について
- その他報告② 陳情第153号「学校給食のムスリム対応について」
- その他報告③ 次期教育大綱・プランの策定に向けた進め方について
- その他報告④ 北九州市立若松図書館の指定管理者に関する報告について

【8月17日】

- 議案第15号 北九州市社会教育委員の委嘱について
議案第16号 北九州市奨学資金貸付審議会委員の委嘱について
議案第17号 令和5年9月北九州市議会定例会への提出議案等について
その他報告① 令和5年度指定管理者の評価結果について

【9月28日】

- 議案第18号 北九州市奨学資金貸付審議会委員の委嘱について
議案第19号 北九州市奨学資金条例施行規則の一部改正について
議案第20号 北九州市学校給食審議会委員の委嘱について
議案第21号 北九州市立高等学校学則の一部改正について
議案第22号 北九州市立学校教職員の人事異動方針について

【10月12日】

- 協議① 「北九州市立学校の校長及び教員としての資質向上に関する指標」の改正及び「北九州市教育委員会人材育成基本方針」の改訂について
その他報告① 「北九州市公立学校教員採用候補者選考試験実施要綱」の一部改正について
その他報告② 小中一貫教育の取組について
その他報告③ 令和5年9月北九州市議会定例会の概要について

【10月26日】

- 議案第23号 「北九州市立学校の校長及び教員としての資質向上に関する指標」の改正及び「北九州市教育委員会人材育成基本方針」の改訂について
議案第24号 北九州市文化財保護審議会委員の委嘱について
その他報告① 令和5年度全国学力・学習状況調査の結果(詳細)について
その他報告② 令和4年度北九州市立図書館の運営に関する評価について

【11月2日】

- 議案第25号 北九州市学校給食審議会への諮問
その他報告① 陳情第165号「市立図書館の資料費改善について」
その他報告② 北九州市立若松図書館の指定管理者候補について
その他報告③ 北九州市立八幡図書館の指定管理期間の一年延長について

【11月16日】

- 議案第26号 令和5年12月北九州市議会定例会への提出議案等について
その他報告① 北九州市公立学校教員採用候補者選考試験実施要綱の一部改正及び令和7年度北九州市公立学校教員採用候補者選考試験の実施について
その他報告② 北九州市次期教育プラン検討会議の開催について



令和5年11月13日、令和6年2月6日
総合教育会議

【12月14日】

- 協議① 人事について



令和5年12月18～19日 行政視察
(兵庫県加西市立北条東小学校 ほか)

[12月21日]

- 議案第27号 北九州市電気工作物保安規程の一部改正について
- 議案第28号 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則等の一部改正について
- 議案第29号 北九州市教育委員会会計年度任用職員の給料に関する規則及び北九州市会計年度任用教職員の給料に関する規則の一部改正について
- 議案第30号 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則等の一部改正について
- 議案第31号 人事について
- その他報告① 令和5年12月北九州市議会定例会の概要について
- その他報告② 請願第14号「小・中学校で、すべての学年を20人以下学級とし、子どもたちに『ゆきとどいた教育』を求める請願」



令和6年1月11～12日 行政視察
(佐賀県教育委員会 ほか)

[1月25日]

- その他報告① 学校における業務改善の推進について

[2月1日]

- 議案第32号 令和6年2月北九州市議会定例会への提出議案等について
- 議案第33号 北九州市立文学館規則の一部改正について
- 議案第34号 北九州市立美術館協議会委員の任命について
- 議案第35号 博物館協議会の委員の任命について
- 協議① 義務教育9年間で子どもを育てる北九州市小中一貫教育の取組について
- その他報告① 学校規模適正化の進め方検討会について
- その他報告② 次期教育大綱及び次期教育振興基本計画の策定状況について
- その他報告③ 北九州市立美術館の開館50周年をふまえた今後の取組について

[3月14日]

- 議案第36号 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部改正について
- その他報告① 学校給食に関する取組について
- その他報告② 北九州市における不登校児童生徒のための教育機会確保に係る検討の経過について(報告)
- その他報告③ 義務教育9年間で子どもを育てる北九州市小中一貫教育の取組について

[3月28日]

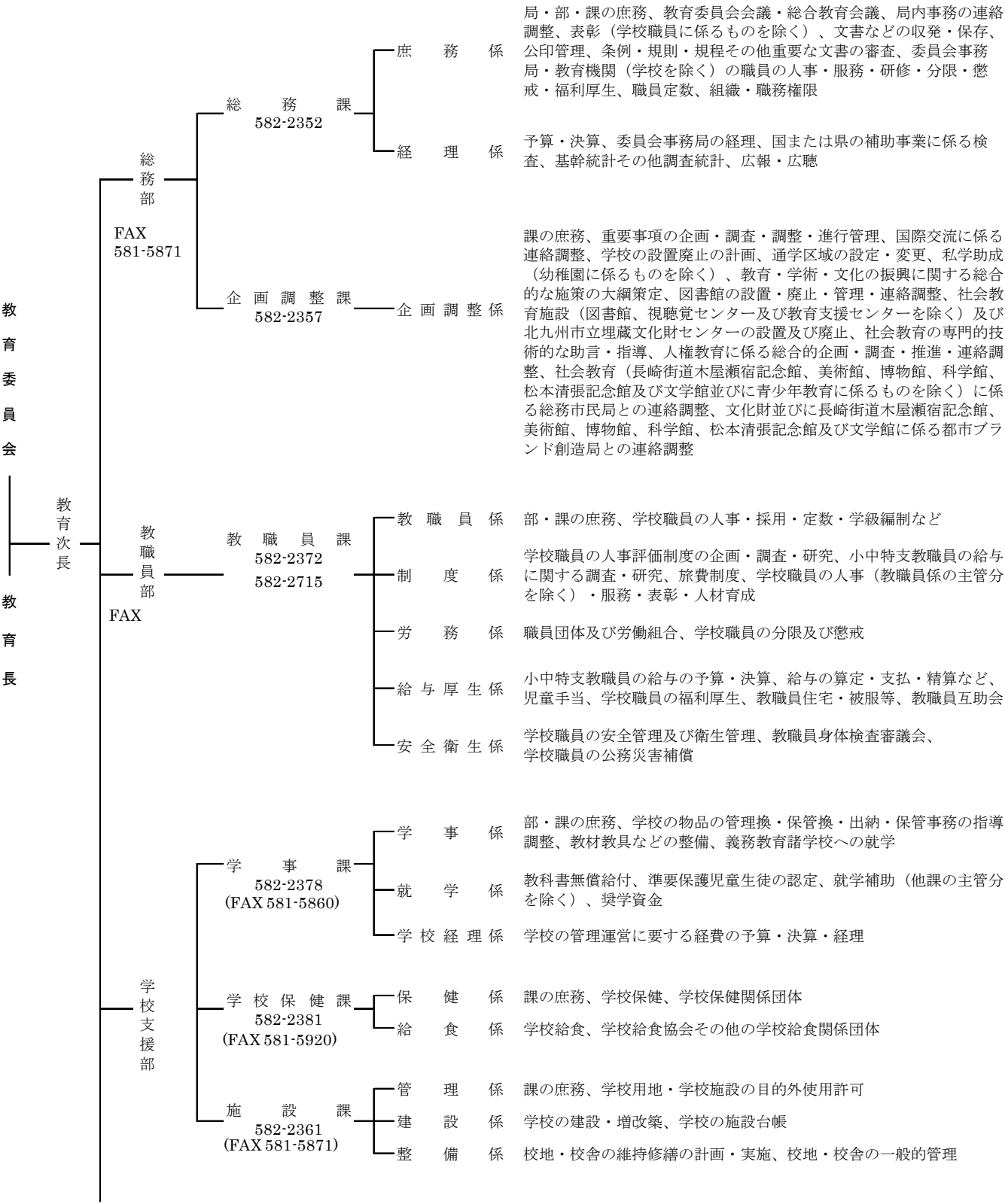
- 議案第37号 北九州市教育委員会事務局事務分掌規則等の一部改正について
- 議案第38号 北九州市教育委員会調査統計事務取扱規程等の一部改正について
- 議案第39号 北九州市電気工作物保安規程の一部改正について
- 議案第40号 通学区域の変更について
- 報告第1号 人事について
- 報告第2号 人事について
- 協議① 学校規模適正化の進め方について
- その他報告① 北九州市型外国語教育の推進について
- その他報告② 請願第15号「2024年度予算案における朝鮮学園助成金の削減について」
- その他報告③ 陳情第185号「福岡朝鮮学園の予算削減案の撤回について」

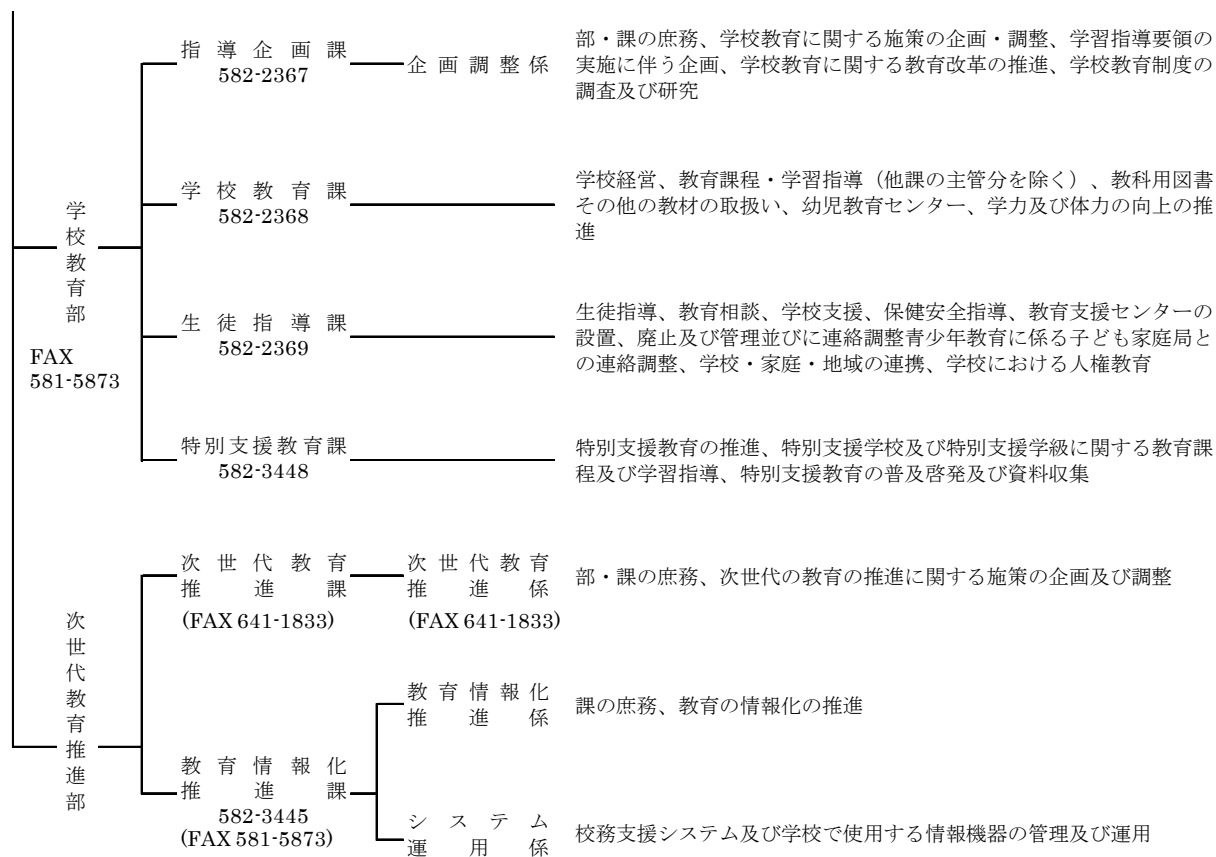
4 教育委員会事務局・教育機関（令和6年5月1日現在）

① 事務局の所在地

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号（小倉北区役所庁舎東棟6階、7階）

② 事務局の機構・事務分掌（※電話は各課直通、市外局番はいずれも〔093〕）





○ 教育委員会事務局内（本庁）の職員数（注）

職員（一般事務員）	139人
職員（一般技術員・栄養士・保健師）	19人
指導主事	44人
合 計	202人

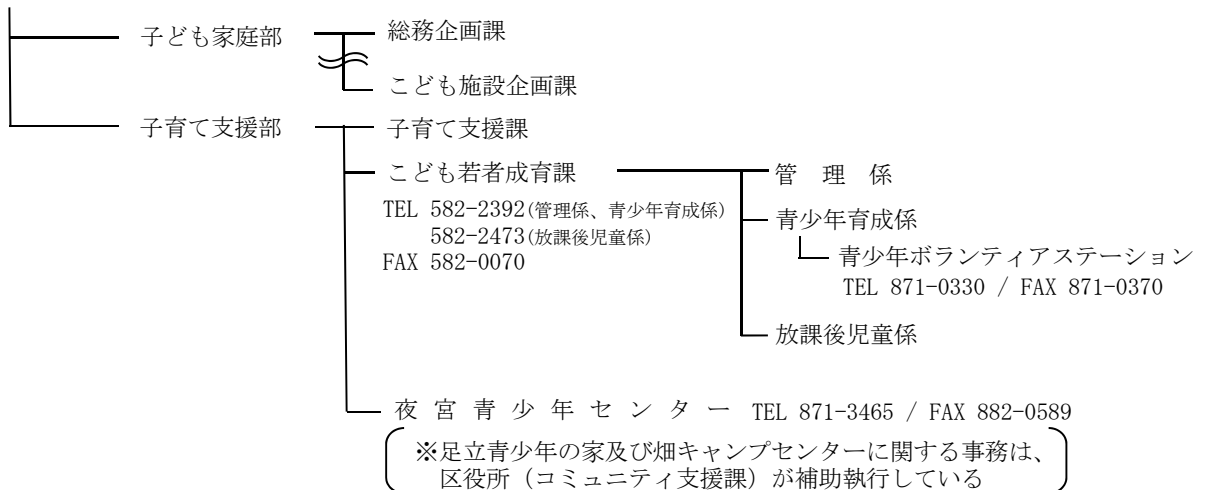
注：教育長、休職者、派遣者、再任用短時間職員を除く。

社会教育主事は総務市民局生涯学習課担当係長による兼務に変更（H28.4～）のため、教育委員会事務局に本務配置者はいない。

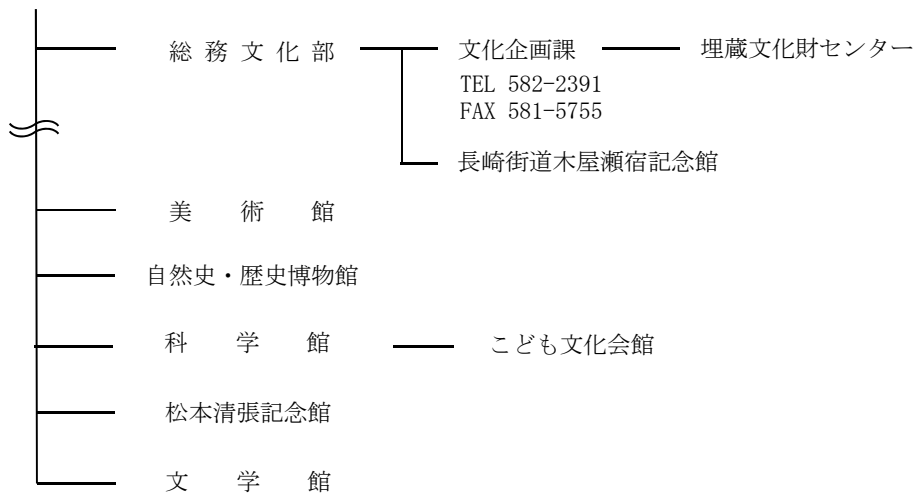
以下に関する事務については、それぞれ次のとおり市長事務部局が補助執行している。

- ・ 青少年教育に関する事務：平成19年10月15日から子ども家庭局(一部はこれまでどおり区役所)へ
- ・ 美術館・博物館などの施設及び文化財に関する事務：平成24年4月1日から市民文化スポーツ局へ
(令和6年4月1日から都市ブランド創造局へ改組)
- ・ 生涯学習・社会教育に関する事務及び生涯学習総合センターに関する事務：令和6年4月1日から総務市民局へ
(平成28年4月1日から令和6年3月31日までは市民文化スポーツ局)

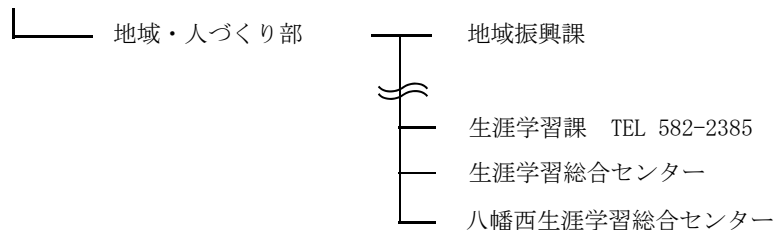
子ども家庭局



都市ブランド創造局



総務市民局



③ 教育機関の所在地・事務分掌

教 育 セ ン タ ー TEL 641-1775 (FAX 641-1833) 八幡西区相生町20番1号

- ・センターの庶務、教育に関する専門的・技術的事項の調査・研究、教育関係職員の研修、教育相談（不登校及び特別支援に関するものを除く）、教育に関する資料及び情報の収集・提供

教 育 支 援 セ ン タ ー

- ・センターの庶務、不登校等児童生徒への学習支援・教育相談

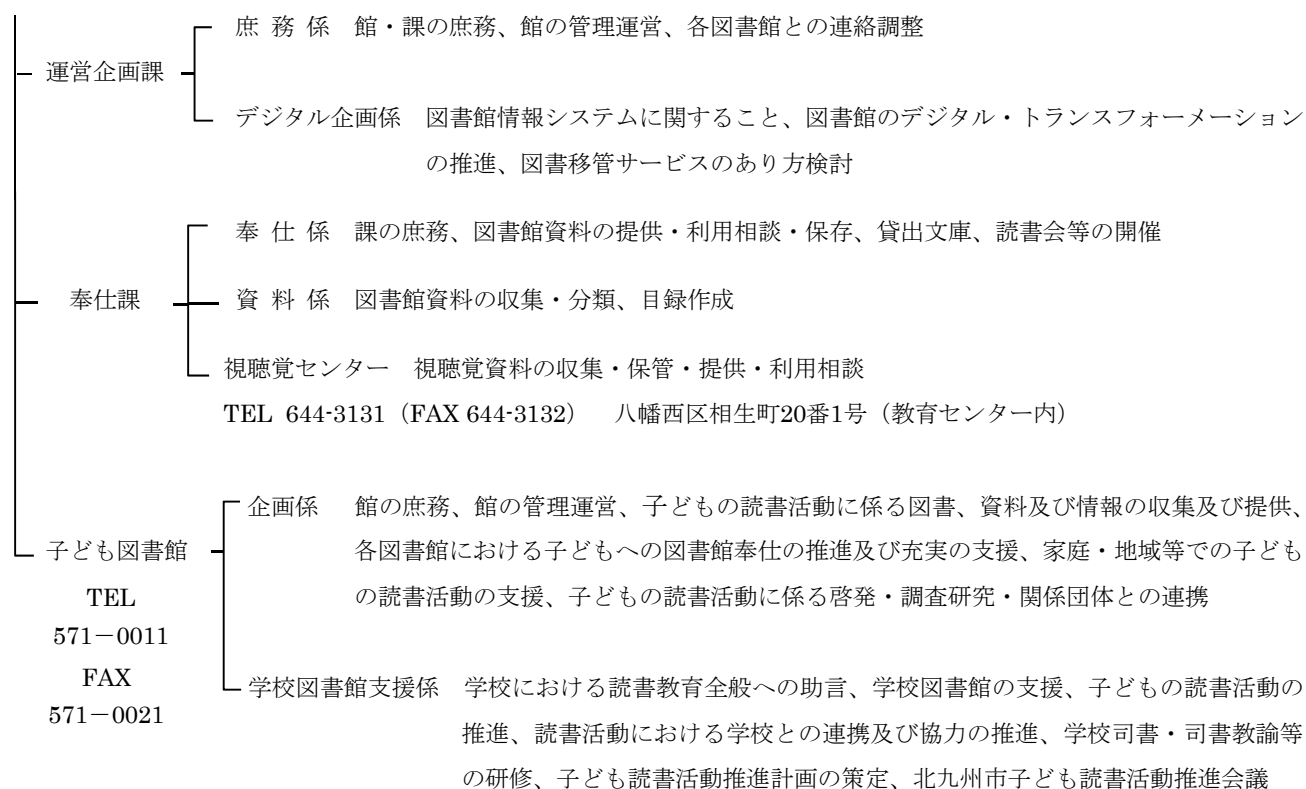
(市内4か所に設置)

- ・金田教育支援センター TEL 591-7867 (FAX 591-0984) 小倉北区田町14番24号
- ・若園教育支援センター TEL 941-7867 (FAX 941-7564) 小倉南区若園5丁目1番5号
- ・相生教育支援センター TEL 641-1710 (FAX 641-0896) 八幡西区相生町20番1号
- ・黒崎教育支援センター TEL 631-7867 (FAX 631-5617) 八幡西区黒崎3丁目15番3号

特別支援教育相談センター TEL 921-2230 (FAX 923-3010) 小倉南区春ヶ丘10番2号

- ・特別支援教育に関する教育相談

中 央 図 書 館 TEL 571-1481 (FAX 571-1484) 小倉北区内4番1号



北九州市立高等学校 TEL 881-5440 (FAX 883-3747) 戸畑区浅生一丁目10番1号

戸畑高等専修学校 TEL 871-4794 (FAX 871-4814) 戸畑区沢見一丁目3番47号

小 学 校 127校

特別支援学校 8校

中 学 校 62校

幼 稚 園 4園

○ 管理運営について、子ども家庭局（一部は区役所）、都市ブランド創造局及び総務市民局が補助執行している教育施設は下記のとおり（指定管理者が管理する施設を除く）。

[子ども家庭局（一部は区役所）が補助執行している施設]

夜宮青少年センター	TEL 871-3465 (FAX 882-0589)	戸畑区夜宮一丁目 2 番 1 号
足立青少年の家	TEL 951-0131 (FAX 951-0131)	小倉北区寿山町 7 番 14 号
畑キャンプセンター	TEL 618-3951 (FAX 618-3951)	八幡西区大字畑 2193 番地の 2

[都市ブランド創造局が補助執行している施設]

埋蔵文化財センター	TEL 592-3196 (FAX 592-8687)	小倉北区金田一丁目 1 番 3 号
長崎街道木屋瀬宿記念館	TEL 619-1149 (FAX 617-4949)	八幡西区木屋瀬三丁目 16 番 26 号
美術館	TEL 882-7777 (FAX 861-0959)	戸畑区西鞆ヶ谷町 21 番 1 号
自然史・歴史博物館	TEL 681-1011 (FAX 661-7503)	八幡東区東田二丁目 4 番 1 号
科学館	TEL 671-4566 (FAX 671-4568)	八幡東区東田四丁目 1 番 1 号
こども文化会館	TEL 592-4152 (FAX 592-4160)	小倉北区下到津四丁目 3 番 2 号
松本清張記念館	TEL 582-2761 (FAX 562-2303)	小倉北区城内 2 番 3 号
文学館	TEL 571-1505 (FAX 571-1525)	小倉北区城内 4 番 1 号

[総務市民局が補助執行している施設]

生涯学習総合センター	TEL 571-2735 (FAX 571-0943)	小倉北区大門一丁目 6 番 43 号
八幡西生涯学習総合センター	TEL 641-9360 (FAX 641-9332)	八幡西区黒崎三丁目 15 番 3 号

5 付属機関

市民の声を行政機関や教育機関に反映させ、専門の事項について調査・審議するため、法律や条例に基づいて下記の諮問機関を設置している。

名 称	根 拠 法 令	所 掌 事 務	定数 (現員数)	構 成	任期	主 管 課
北 九 州 市 奨学資金貸付 審 議 会	付属機関の設置に 関する条例	教育委員会の諮問に応じ、奨学生 の選考基準及び選考について 審議する。	15人以内 (15人)	学識経験者 5人 学校教育関係者 10人	2年	学 事 課
北 九 州 市 学 校 給 食 審 議 会	付属機関の設置に 関する条例	教育委員会の諮問に応じ、学校 給食について審議する。	15人以内 (15人)	給食実施学校長代表 4人 父母教師会代表 4人 関係行政機関代表 1人 学識経験者 6人	2年	学校保健課
北 九 州 市 文 化 財 保 護 審 議 会	付属機関の設置に 関する条例	北九州市の文化財について、教育 委員会の諮問に応じ、調査審議し、 答申する。	15人以内 (14人)	歴史 3人 民俗 2人 考古 2人 建築 2人 美術工芸 2人 植物 1人 地質 1人 地域活性 1人	2年	文化企画課
北 九 州 市 教 職 員 身 体 検 査 審 議 会	付属機関の設置に 関する条例	教育委員会の諮問に応じ、北九州 市立学校教職員の採用、休職、 復職及び免職の場合における身体 検査について調査審議する。	10人以内 (8人)	学識経験者 7人 市職員 1人	2年	教 職 員 課
北 九 州 市 い じ め 問 題 専 門 委 員 会	いじめ防止対策推進法 北九州市いじめ問題 専門委員会条例	教育委員会の諮問に応じ、 いじめの防止等のための対策 などに関することについて調査 審議する。	6人以内 (6人)	学識経験者 1人 臨床心理士 1人 弁護士 2人 医師 1人 P T A代表 1人	2年	生徒指導課
北 九 州 市 教 育 支 援 委 員 会	付属機関の設置に 関する条例	教育委員会の諮問に応じ、障害の ある幼児、児童及び生徒の障害の 種類及び程度の判定、就学先の決定 ならびに就学先決定後の一貫した 支援に関する事項について調査 審議する。	20人以内 (20人)	医師 9人 学校関係職員 7人 福祉施設等職員 2人 学識経験者 2人	2年	特別支援教育 相談センター
北 九 州 市 社 会 教 育 委 員	社 会 教 育 法 北九州市社会教育 委員条例	社会教育に関する諸計画を立案 する。教育委員会の諮問に応じ、 意見を述べる。	15人 (15人)	学校教育関係者 2人 社会教育関係者 5人 家庭教育の向上に資 する活動関係者 2人 学識経験者 6人	2年	生涯学習課
北 九 州 市 立 図 書 館 協 議 会	図 書 館 法 北九州市教育 施設の設置及び 管 理 に 関 す る 条例	市立図書館の運営に関し館長の 諮問に応じるとともに、図書館の行 う図書館奉仕につき、館長に対して 意見を述べる。	30人以内 (15人)	学校教育関係者 4人 社会教育関係者 4人 家庭教育の向上に 資する活動関係者 4人 学識経験者 3人	2年	中央図書館

名 称	根 拠 法 令	所 掌 事 務	定数 (現員数)	構 成	任期	主 管 課
北九州市立美術館協議会	博物館法 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例	市立美術館の運営に関し館長の諮問に応じるとともに、館長に対して意見を述べる。	20人以内 (18人)	学校教育関係者 3人 社会教育関係者 3人 家庭教育関係者 3人 学識経験者 8人 公募 1人	2年	美術館
博物館協議会	博物館法 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例	市立自然史・歴史博物館の運営に関し、館長の諮問に応じるとともに、館長に対して意見を述べる。	20人以内 (11人)	学校教育関係者 2人 社会教育関係者 2人 学識経験者 6人 公募 1人	2年	自然史・歴史博物館
北九州市青少年問題協議会	地方青少年問題協議会法 北九州市青少年問題協議会設置条例	青少年の指導、育成などに関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議する。	40人以内 (21人)	市議会議員 2人 学識経験者 19人	2年	こども若者成育課
北九州市いじめ問題再調査委員会	いじめ防止対策推進法 北九州市いじめ問題再調査委員会条例	市長の諮問に応じ、教育委員会または学校により行われた、いじめの重大事態に係る調査結果について、調査審議する。	10人以内 (一)	学識経験者ら	当該事案に関する審議終了まで	こども若者成育課
北九州市子ども読書活動推進会議	北九州市子ども読書活動推進条例	子どもの読書活動の推進に関する基本的事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査審議する。	15人以内 (14人)	学識経験者 3人 学校等代表者 5人 PTA代表者 1人 図書館・読書ボランティア 2人 その他 3人	2年	子ども図書館

6 北九州市教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価

(1) 制度概要・目的

① 根拠法令など

教育委員会の事務の管理及び執行の状況の点検及び評価は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づいて平成20年度から実施している。

法律の規定では、すべての教育委員会において、

○毎年

○教育委員会の事務の管理及び執行の状況について

○教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図りつつ点検及び評価を行い

○その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに公表することが義務付けられている。

② 目 的

教育行政の執行状況を教育委員会自らが事後に検証するとともに、教育委員会が地域住民に対する説明責任を果たすこと。

(2) 実施方法

本市においては、点検及び評価の対象を「第2期北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」を構成する施策とし、同計画の前年度の進捗状況について、策定時に設定した指標などをもとに施策ごとに点検及び評価を行い、その結果を議会に報告するとともに、市のホームページで公表している。

7 広報・広聴活動

開かれた教育行政を推進するため、教育委員会広報紙誌の発行やパブリシティ活動として報道機関に対する情報提供、記者会見などを実施するとともに、ホームページや出前講演を通じた広報活動に努めている。

また、市民のさまざまな意見や提案を聴く制度である「市民のこえ」などによる広聴活動を行っている。

(1) 広報活動

手 段	内 容
広 報 紙 誌	☆教育委員会広報紙「北九州市の教育 未来をひらく」 ・保護者や地域に対して、本市の子どもの現状・課題や、学校現場での取組み等を周知し、教育に係る啓発を行うとともに、参加・実践を呼びかける。 ・(年3回) 70,000部/回 ・市立学校・園の保護者や教職員、教育関係団体、市民センター、私立幼稚園などに配布 ☆教育要覧 ・教育委員会の方針・施策などの広報及び教育行政資料の提供 ・(年1回) 550部 ・各市立学校及び関係機関に配布
ホ ー ム ペ ー ジ	市ホームページにて、下記の内容を掲載している。 ☆掲載内容 ・主要施策、予算 ・行事予定 ・市立小中学校通学区域検索 ・施設、学校案内 ・北九州市子どもの未来をひらく教育プラン ・北九州市教育委員会事務の点検・評価 など
市 政 だ よ り	市（広報室）が発行している市政だよりを通じて、教育情報について情報発信している。
報 道 機 関 に 対 す る 情 報 提 供	報道機関に対し、教育委員会の施策や、市立学校・幼稚園の行う特色ある取組みなどについて、積極的に情報提供している。 ☆資料配布186件（令和5年度）
フ ェ イ ス ブ ッ ク	フェイスブック公式ページにより、教育委員会の取組みや学校の活動状況など、教育に関する情報をタイムリーに発信している。
出 前 講 演	☆令和6年度の教育委員会の講演テーマ ①「子どもの未来をひらく教育」～本市教育の現状・推進する取り組み～ ②「基本的な生活習慣」を育むために「子どもを育てる10か条」・「きほんのき」・「早寝、早起き、朝ごはん」 ③ 子どもの読書活動の推進 ④ 北九州市特別支援教育推進プラン ⑤ 特別支援教育って何？ ⑥学校の規模について考えよう ～少子化時代の学校はどうなるの？～ ⑦「学校における業務改善・働き方改革」～子供と向き合う時間を確保するために～ ⑧ 長期欠席（不登校）・いじめについて ⑨なぜ、小中一貫教育が大切なの？ ⑩ 子どもたちの歯と口の健康づくりについて ⑪ 市高の学びが変わる！～北九州市立高等学校の魅力向上事業～ ⑫「コミュニティ・スクール」ってなに？～地域とともにある学校づくりを目指して～ ⑬部活動の地域移行ってなに？

(2) 広聴活動

「市民のこえ」受付件数 199件（令和5年度）
228件（令和4年度）

このページは白紙です

Ⅱ 北九州市教育大綱（令和6年4月策定）

1 北九州市教育大綱の策定

(1) 大綱の位置付け

教育大綱は、本市教育行政に関する目標や基本方針を定めるもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成27年4月改正施行）第1条の3に基づき、北九州市総合教育会議における教育委員会との協議・調整を経て市長が策定した。

(2) 大綱の期間

令和6年度から令和10年度までの5年間

2 策定に関する取組

■児童・生徒・保護者への全校アンケート

（令和5年8月28日～9月15日）

■令和5年度第1回北九州市総合教育会議

（令和5年11月13日）

■令和5年度第2回北九州市総合教育会議

（令和6年2月6日）

3 北九州市教育大綱の内容

「こどもまんなか」で質の高い教育環境の充実を図るため、5つの柱に基づいた教育を推進する。

- (1) 全てのこどもにとって、「居心地のよい学校」をつくれます。
- (2) こどもが失敗を恐れず挑戦し、志と人間力を高められる環境をつくれます。
- (3) 誰一人取り残さない学びと、未来を見据えた先端的な学びを進めます。
- (4) 自律的で特色のある学校づくりを進め、教職員のウェルビーイングを高めます。
- (5) 地域とのつながりの中で、社会全体でこどもを見守り支え、育てます。

Ⅲ 北九州市こどもまんなか教育プラン（令和6年8月策定）

1 プランの策定

北九州市教育大綱（令和6年4月策定）で示された「こどもまんなかで質の高い教育環境」の実現に向けて、学校が特色を持ち変革していくためのきっかけづくりとなる事業をまとめた「北九州市こどもまんなか教育プラン」（以下、「本プラン」という。）を策定した。

(1) プランの位置付け

① 法的な位置付け

本プランは、教育基本法第17条第2項に基づく「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」（教育振興基本計画）として位置付ける。

② 北九州市基本構想・基本計画及び北九州市教育大綱との関係

令和6年3月に策定された、北九州市基本構想・基本計画（以下、「新ビジョン」という。）では、目指す都市像を「つながりと情熱と技術で、『一步先の価値観』を体現するグローバル挑戦都市・北九州市」として、その実現に向けて、3つの重点戦略（「稼げるまち」の実現、「彩りあるまち」の実現、「安らぐまち」の実現）を掲げている。

この新ビジョンとの整合を図りながら、北九州市総合教育会議を経て、市の教育行政に関する目標や基本方針を定める北九州市教育大綱が令和6年4月に策定された。

本プランは、新ビジョンの分野別計画及び教育大綱の実行計画に位置付け、これらの具体的な実現を図る。

③ 計画の期間

令和6年度から令和10年度までの5年間

なお、社会情勢の変化等に対応するため、必要に応じて適宜、本プランを見直すこととする。

2 プランの内容

<ミッション1> 全てのこどもにとって「居心地のよい学校」をつくる

- (1) こどもを枠にはめず、一人ひとりのこどもの違いを尊重する
- (2) こどもが人を支え、人から支えられ、自分の身を守れるように育てる
- (3) 学校の中でも外でも、安全で安心して過ごせる居場所をつくる

<ミッション2> こどもが失敗を恐れず挑戦し、志と人間力を高められる環境をつくる

- (1) こどもを「社会の構成員」として尊重し、こどもの意見を聴いて学校運営に活かす

- (2) こどもも教職員も安心して挑戦し、失敗を楽しみ、成長の糧とできる環境を整える
- (3) こどもが好きなことに夢中になれる環境をつくることで、知的好奇心を高め、思考力を育てる
- (4) 社会に開かれた教育、学校外の学びや放課後活動の充実を進める

<ミッション3> 誰一人取り残さない学びと、未来を見据えた先端的な学びを進める

- (1) 確かな学力と健やかな体を育成する
- (2) 不登校児童生徒の支援やインクルーシブ教育システムの実現、夜間中学の運営などを進める
- (3) 人権、ジェンダー平等、多様性の理解を深め、他者を尊重する態度を養う
- (4) グローバルな視野で活躍するための資質・能力の育成と国際理解教育の推進を図る
- (5) ICT を日常的に活用し、リアルとデジタルの効果的な融合を進める

<ミッション4> 自律的で特色ある学校づくりを進め、教職員のウェルビーイングを高める

- (1) 教職員が、時代の変化に対応して求められる資質能力を身に付ける
- (2) 働きやすく、教職員同士がつながり、誰もが力を発揮できる職場をつくる
- (3) 自律的で特色のある学校をつくる

<ミッション5> 地域とのつながりの中で、社会全体でこどもを見守り支え、育てる

- (1) 地域・企業、NPO等と連携した教育を進める
- (2) 学校と地域の連携による学校運営を進める
- (3) 教育に関する情報を社会全体で共有できるよう積極的に発信する

「北九州市こどもまんなか」

社会の課題

- ✓ 少子高齢化・人口減少
- ✓ 将来の予測が困難
- ✓ グローバル化
- ✓ Society5.0社会の到来
- ✓ 価値観の多様化

(1)確かな学力と健やかな体の育成

- ✓ 学力・体力の向上、健康、給食の質
- ✓ 小中一貫教育

(2)不登校支援、インクルーシブ教育システム

- ✓ 不登校・いじめ対策、特別支援教育
- ✓ 学びの機会確保（学びの多様化）

(3)人権、ジェンダー、多様性への理解

(4)グローバルな資質・能力の育成

- ✓ 外国語教育、デジタル・グリーン人材の育成
- ✓ 文理融合、探究学習、STEAM教育

(5)ICT活用、リアルとデジタルの融合

- ✓ 問題解決・価値創造できる人材の育成
- ✓ ICT活用に向けた「授業観の転換」

(1)こどもの意見を学校運営に活かす

- (2)挑戦と失敗を成長の糧とできる環境
- (3)知的好奇心を高め、思考力を育てる
- (4)社会に開かれた教育、放課後の充実

- ✓ コミュニケーション力、生きる力の育成
- ✓ アントレナージュ教育による人材育成
- ✓ 特色ある教育環境（市立高校）
- ✓ 図書館の機能強化

- (1)時代の変化に対応した資質・能力
- (2)働きやすく、教職員同士がつながり、力を発揮できる職場づくり
- (3)自律的で特色ある学校づくり

- ✓ 教職員の育成、組織風土の醸成
- ✓ 教職員の負担軽減（チーム学校の推進）
- ✓ 学校マネジメント能力の向上（危機管理）
- ✓ 学校ビジョンに基づく学校運営
- ✓ 校務DXの推進、ICTによる授業支援

「こどもまんなか」で質の高

ミッション1

全てのこどもにとって「居心

ミッション3

誰一人取り残さない学びと、
先端的な学びを進める

こどもの可能性を引き出す

児童生徒

対話

教職員

ミッション2

失敗を恐れず
挑戦し、
志と人間力を
高められる
環境をつくる

ミッション4

学校の自律性と
教職員の
ウェルビーイング
を高める

正解のない時代に生きる力
(未来を創る能力・レジリエンス)

- 自分なりの価値観・哲学
- 他者への思いやりや多様性の理解
- 自分で問いを見つけ、解決する力
- 本来持っている可能性の発揮

個々のウェルビーイング

「か教育プラン」の全体像

各主体の課題

- ✓ 子どもの抱える問題の多様化・複雑化（不登校、特別支援、ギフテッド、外国人）
- ✓ 教職員のなり手不足
- ✓ 施設の老朽化や、災害への対応（防災）
- ✓ 家庭を取り巻く環境の変化や少子化

時代の要請

- ✓ 社会の変化に対応できる人材の育成
- ✓ 誰一人取り残されない共生社会
- ✓ こども基本法の理念「こどもまんなか」の実現

い教育環境の充実を



地の良い学校」をつくる



(1) こどもを枠にはめず、違いを尊重

- ✓ 「こどもまんなか」の教育施策

(2) こどもが人を支え、人から支えられ、自分の身を守るように育てる。

- ✓ 生命の安全教育
- ✓ 人権・道徳教育

(3) 安全・安心に過ごせる居場所づくり

- ✓ 学校施設の維持管理・教育環境の整備
- ✓ 学びの機会の確保・地域との連携

(1) 地域・企業、NPO等と連携した教育

- ✓ コミュニケーション力、生きる力の育成
- ✓ STEAM教育、SDGs・環境教育
- ✓ 不登校・いじめ対策、学びの機会確保
- ✓ 部活動地域移行の推進

(2) 学校と地域の連携による学校運営

- ✓ 地域との連携（市民ボランティア、コミュニティ・スクール）
- ✓ 家庭との連携

(3) 教育の情報を社会全体で共有

- ✓ 広報広聴活動

今の子どもたちが
大人になったときに…

- 社会に新たな価値を創造し、「新たな解」を生み出す
- 様々な社会課題を解決し、地域・国際社会に貢献する

社会のウェルビーイング

Ⅳ 北九州市特別支援教育推進プラン

(令和5年2月改訂)

1 計画の策定・改訂

(1) 計画策定の趣旨

本市では、「北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」に基づいて特別支援教育の推進に取り組んでいる中、共生社会の形成など、特別支援教育を取り巻く環境の急速な変化や、個々の「教育的ニーズ」の多様化への対応など、様々な課題への改善に向けた取組みを進めていく必要があった。

そこで、本市の特別支援教育の課題を一度整理し、中長期的な方向性を定め、多様な教育的ニーズにより適切に対応していくことができるよう、「北九州市特別支援教育推進プラン」を平成29年1月に策定した。

プランでは、概ね10年後を見据えた方向性を示しており、計画の内容について、特別支援教育をめぐる国内外の動向、課題の変化等も考えられることから、5年後をめどに必要なに応じた見直しを行うこととした。

(2) 計画改訂の趣旨

令和元年に策定した「第2期北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」においても、特別支援教育の充実はその重点取組の一つとして位置付けている。

これまでの取組みにより、特別支援学級の新增設、小学校における巡回型の通級による指導（特別支援教室）の導入、東部地域における特別支援学校の移転・建替え（令和7年度竣工予定）、西部地域における特別支援学校の改築などの一定の成果を上げつつある。

一方で、教育的ニーズのある子どもの数は増加傾向にあり、個々の状態や必要な指導・支援の在り方も様々であることから、相談支援体制の整備、特別支援教育を担当する教職員の確保と専門性の育成、医療的ケア児に対する支援、1人1台端末の整備によるICTの利活用、多様化するニーズに対応するための関係機関・専門家等との連携構築や施設・設備面の整備等が対応すべき課題となっている。

また、令和3年1月に中央教育審議会が取りまとめた答申『『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～』では、特別支援教育は障害により特別な支援を必要とする子どもが在籍する全ての学校において実施されるものであることや、インクルーシブ教育システムの理念を構築し、特別支援教育を進展させていくために、通常の学級や通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に進めていく必要性が示された。

こうした動向を踏まえ、新たな課題を改善し、本市の特別支援教育の一層の推進につなげていくため、令和5年2月に改訂を行った。

(3) 計画の位置付け

「第2期北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」で示した方向性や目標をより具体化したものとして位置付ける。また、「元気発進！子どもプラン（第3次計画）」や「北九州市障害者支援計画」等との連携も図りつつ、特別支援教育の一層の推進につなげていく。

2 「5つの視点」

(1) 一人一人に着目した連続性のある指導・支援の充実（子どもたちへの支援の在り方等）

- ① 通常のカリキュラムの中でできる個別の配慮や支援を求めやすい雰囲気づくりなどの工夫
- ② 障害特性に応じた指導・支援方法の研究・周知
- ③ 「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画」及び「移行支援計画」の作成・活用
- ④ 「交流及び共同学習」の推進
- ⑤ 就労支援の充実、福祉等との連携

(2) 相談支援体制の整備（保護者や学校、関係機関等への支援の在り方等）

- ① 関係局・機関等との連携強化、特別支援学校のセンター的機能の充実
- ② 相談窓口等を分かりやすく周知
- ③ 学校や関係機関等に対する特別支援教育の理解の推進

(3) 教員の専門性の向上、外部人材等の活用（専門性確保の在り方等）

- ① 教職員の指導力及び専門性の向上
- ② 特別支援教育担当者や特別支援教育コーディネーター等への研修の充実
- ③ 専門性の継承、中核教員の育成
- ④ 外部人材等の配置・活用、多面的な支援の充実

(4) 障害者理解の促進（社会への働きかけの在り方等）

- ① 特別支援教育の理解促進（市民や関係機関、教職員、子どもたちへの情報提供）
- ② 特別支援学校や特別支援学級の活動紹介
- ③ 「交流及び共同学習」の推進
- ④ 市民や企業の協力を踏まえた教材・教具・作品づくりなど

(5) 施設・設備面の整備（多様な学びの場の整備の在り方等）

- ① 教育的ニーズに応じた学校施設・設備の整備
- ② 特別支援教育の対象者数の増加等への対応

3 「5つの視点」を踏まえた特別支援教育の在り方

(1) 一人一人に着目した連続性のある指導・支援の充実（子どもたちへの支援の在り方等）

- ① - 1：合理的配慮の実践の蓄積
- ① - 2：研修体制や関係機関等との連携体制の強化、校内支援体制の整備
- ① - 3：保幼小の連携
- ② - 1：子どもが得意なことを生かす教育
- ② - 2：特別支援学校における読書活動の推進
- ② - 3：文化・芸術、スポーツ等に接する機会の確保
- ② - 4：県立特別支援学校との連携
- ② - 5：高等学校等との連携の強化
- ② - 6：ICT機器等の活用による指導・支援の推進
- ② - 7：ICT機器等に関する教職員のノウハウの構築
- ② - 8：医療的ケア児支援の体制構築
- ② - 9：生命（いのち）の安全教育の推進
- ③ - 1：「個別の教育支援計画」等の有効活用
- ④ - 1：「交流及び共同学習」の充実
- ⑤ - 1：就労支援の充実、福祉等との連携
- ⑤ - 2：作業学習プログラムの充実、特別支援学校同士のプログラムの相互活用

(2) 相談支援体制の整備（保護者や学校、関係機関等への支援の在り方等）

- ① - 1：教職員の研修体制の強化と教職員への情報提供の充実
- ① - 2：特別支援教育コーディネーターの複数配置
- ① - 3：本人・保護者の同意に基づいた検査内容や相談内容の共有
- ② - 1：分かりやすい相談窓口の提示
- ③ - 1：就学先決定の仕組みに関する情報提供の充実
- ③ - 2：就学前説明会での情報提供の充実
- ③ - 3：早期支援の充実

(3) 教員の専門性の向上、外部人材等の活用（専門性確保の在り方等）

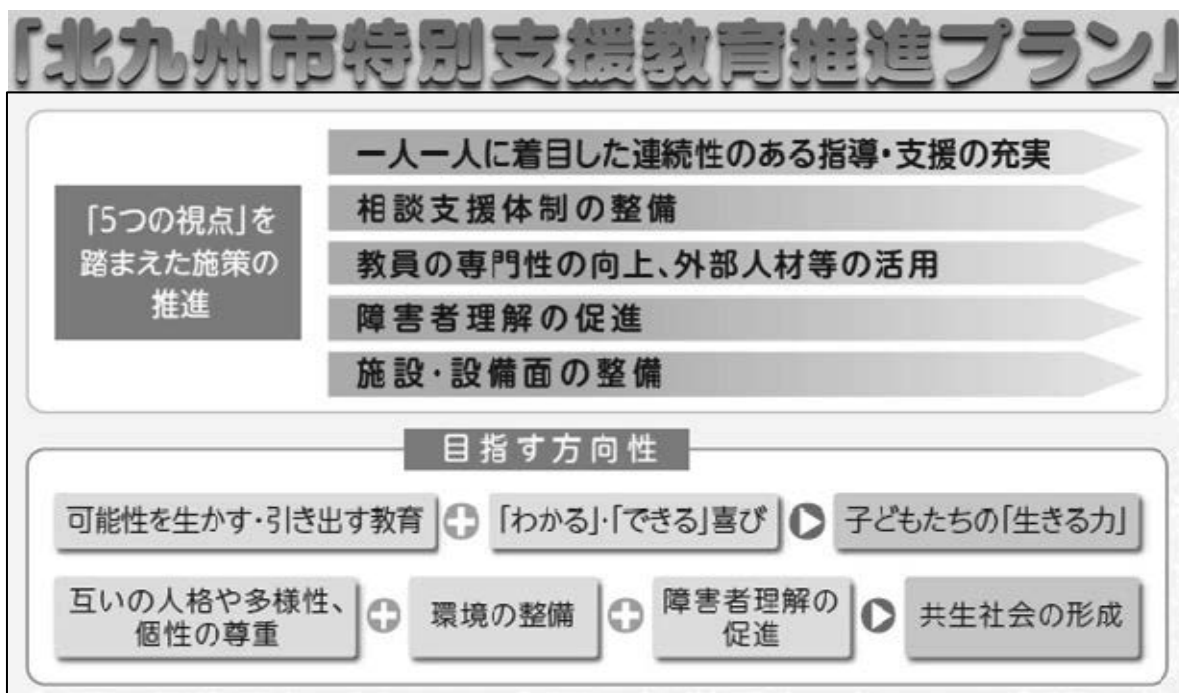
- ① - 1：教職員全体の特別支援教育の理解促進
- ① - 2：特別支援学級、特別支援学校等の教員に求められる専門性の向上
- ② - 1：各種研修に様々な人材が参加できる体制づくり
- ② - 2：研修プログラムの充実及び研修機会の確保
- ③ - 1：中核教員の育成、専門性の確保等
- ③ - 2：専門性の高い教員の確保
- ④ - 1：外部専門家等の派遣
- ④ - 2：教育的ニーズに応じた人材等の確保・活用
- ④ - 3：地域教育資源の組合せによる多面的な支援の充実
- ④ - 4：私立幼稚園に対する支援
- ④ - 5：就学前期の指導・支援の充実

(4) 障害者理解の促進（社会への働きかけの在り方等）

- ① - 1：人権意識の向上
- ① - 2：個別の配慮を必要とする子どもたちを地域で支える意識の向上
- ① - 3：就労支援等の充実
- ② - 1：特別支援教育に対する理解の促進
- ② - 2：子どもたちの頑張る姿を社会にPRする機会の確保
- ③ - 1：「交流及び共同学習」の充実
- ④ - 1：市民や企業との協働による教材・教具・作品の作成

(5) 施設・設備面の整備（多様な学びの場の整備の在り方等）

- ① - 1：施設・設備面の整備
- ① - 2：教育環境の整備
- ② - 1：特別支援学級の設置
- ② - 2：特別支援教室（通級による指導）の設置
- ② - 3：特別支援学校の再編整備



V 北九州市学力・体力向上アクションプラン（第2ステージ 延長版 令和4年3月策定）

1 計画の策定

(1) 計画策定の趣旨

教育委員会では、これまで「北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」に基づき、「北九州市学力・体力向上アクションプラン（第1ステージ）」を平成28年2月に策定し、学力・体力向上に向けた様々な取組を行ってきた。

加速度的に変化していく社会の中で生きていくこれからの子どもたちには、「何を知っているか、何ができるか（個別の知識・技能）」だけではなく、「知っていること・できることをどう使うか（思考力・判断力・表現力等）」、「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか（学びに向かう力、人間性等）」といった資質・能力を身に付けることが求められている。

子どもたちが将来の自分の職業の選択肢を広げ、夢や希望に近づくためには、こうした資質・能力を育むことが重要であることから、学力・体力向上に向けたさまざまな施策を有機的につなげ、総合的かつ集中的に推進していくため、平成31（令和元）年度から令和3年度までの3年間で重点的に推進する具体的な取組を示した「北九州市学力・体力向上アクションプラン」の第2ステージを平成31年2月に策定した。

このように、アクションプラン第1・2ステージにおいて、学力・体力向上の取組や授業改善の具体を学校と教育委員会で共有してきた。しかし、令和元年度からの新型コロナウイルス感染症の影響により、アクションプラン第2ステージでの取組に時間を要する状況が生じ、今後も継続してその取組の検証を行っていく必要があるものが多くあった。

また、今後は、主体的・対話的で深い学びの実現に向け、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を一層推進していくことが必要であった。

以上のことから、今回のアクションプランは、これまでの取組を継承しつつ新たにICT活用の推進を位置付け、令和4年度から令和5年度までの2年間で推進する「第2ステージ（延長版）」としている。

(2) 計画の位置付け

「北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」の実現に向けて、特に施策として掲げられている「確かな学力の向上」「健やかな体の育成」を重点的に推進する実施プログラムの一つとして位置付ける。

2 計画の目標

(1) 学力向上

加速度的に変化していくこれからの社会において、子どもたちが社会的・職業的に自立して生きていくために必要な力を身に付けさせて行くことが求められていることから、教員の指導力向上や家庭での生活習慣・家庭学習の充実などを通じて、子どもたち一人一人の学力向上を図る。

(2) 体力向上

健やかな体の育成のためには、体育・保健体育科の授業等を通じて、幼児期や学齢期に運動やスポーツに親しむ資質や能力の基礎を養い、病気から身を守る体力を強化し、より健康な状態をつくっていくことが大切である。

体力は活動の源であり、健康の維持のほか、意欲や気力の充実に大きく関わっており、人間の発達・成長を支える基本的な要素であることから、「運動の好きな子ども」「運動量の豊富な子ども」を育て、その結果として、体力の向上と豊かなスポーツライフの実現を図る。

3 具体的な取組

(1) 学力向上

全ての児童生徒が自分の力を伸ばし、学力向上を図ることができるよう、これまでの取組について一層の推進・改善を図りつつ、以下の3つの柱に沿った取組を実施する。

柱1 全校体制でのPDCAサイクルの確立

学校でスクールプランに掲げた「重点目標」「指標」に到達するために、「重点的取組」等の策定・実施・検証・改善を行う。全国学力・学習状況調査、北九州学びと育ちアンケート等の結果を踏まえ、「全校体制でのPDCAサイクル」の一層の推進を図る。

○ 「スクールプラン」の策定・実施・検証・改善

各学校においては、スクールプランを基にしたPDCAサイクルを実施する。「重点的取組」には、学校の課題に応じて、最も必要かつ効果的な取組を精選して記載する。

○ 「マネジメント支援訪問」の実施

「マネジメント支援訪問」では、学校教育部・次世代教育推進部・教育センターが、学校のマネジメントに関するPDCAサイクルの改善を支援する。（年間3回程度実施）

スクールプランを基に、学力・体力調査の結果に基づく取組状況、授業改善の状況等について、他都市や北九州市内の好事例を踏まえて、助言・支援を行う。

○ 各種学力調査等を活用した実態把握と指導の充実

「全国学力・学習状況調査」「北九州学びと育ちアンケート」「福岡県立高等学校入学者選抜学力検査」の3つを授業改善の参考とし、各学校における分析と、授業改善を進めるサイクルを構築する。

○ 北九州市教育委員会人材育成基本方針に基づく取組

教員の意欲や能力に配慮しつつ、若手教員を教務主任

や研究主任等へ積極的に登用するなど、適材適所となるよう配置に留意する。

柱2 指導力向上のための日々の継続的な取組

どの学級、どの学年でも「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善に取り組むことができるように、『わかる授業』づくり5つのポイント」の質の向上を図る。そのため「学び合いの基盤づくり」「めあて・まとめ」「思考を深める発問の工夫」「話し合う活動と書く活動」「振り返る活動」の5つのポイントについては4つのステップの取組例の研修等を実施し、支援する。

＜「わかる授業」づくり5つのポイント＞

- ① 「学び合いの基盤」（共感的な人間関係・学習規律等）
- ② 板書には、必ず「めあて」、「まとめ」と「振り返り」
- ③ 子どもの思考を深める「発問」の工夫
- ④ 1単位時間の中に「話し合う活動」と「書く活動」
- ⑤ 「まとめ」と「振り返り」終わりの5分の確保

＜「学びの質を高める授業」づくり5つのポイント 4つのステップ＞

- ① 学び合いの「質を高める」基盤づくり
- ② めあての設定は「子どもと一緒に」
- ③ 「問い」と「気付き」を促す発問
- ④ 「考えを深める」話し合う活動と書く活動
- ⑤ まとめと振り返りは「子ども自らの言葉」で

○ 学校力向上支援訪問の実施

校・園長の描くビジョンや学校・園のニーズに応じて指導主事が訪問するなど、学校・園の自立的、組織的・継続的な研究推進、取組を支援する。

○ 若年教員の指導力向上への取組

教科メンタリング教員について活動内容、配置時間、教科バランス、地域バランス、学校の実態を勘案し、配置する。

教科メンタリング教員には、優れた指導力をもった再任教員を積極的に充てる。

連絡会議を効率的・効果的に実施し、助言のベクトルをそろえるための情報共有や研修等を行う。

学力向上推進リーダーを学校配置とし、講師及び3年次までの若年教員の授業力向上や、学校の補充学習の体制づくりを推進する。

○ 学校図書館教育の充実と子ども図書館との連携

全国学習状況調査児童生徒質問紙等を通じて読書の現状を調査し、効果的な支援を行う。

学校図書館の「学習センター」「情報センター」としての機能の充実に向けて、研修や資料・情報提供等を行う。

北九州市立子ども図書館は、学校との連携を図り、学校貸出図書セットの充実や読書ボランティアの派遣、図

書館見学受入れ等を行う。

○ 学校におけるICT活用支援

リーディングDXスクールを中心として、GIGA端末とクラウド環境により、主体的・対話的で深い学びを実現する授業改善に向けた取組を支援する。

柱3 小中9年間を見通した、児童生徒一人一人へのきめ細かな教育体制の確立

学力定着のためには、小・中学校が連携し、児童生徒のつまずきの解消など学習内容を定着させる取組が必要である。学校、教育委員会、家庭・地域がそれぞれの役割を果たしつつ、児童生徒を育てるため、真に連携した取組を展開する。

○ 9年間を見通した中学校区での目指す子ども像やSDGsに関連する目標等の共有

「小中一貫・連携教育基本方針」や「小中一貫教育ガイド」に基づき、小中9年間を見通した小中一貫・連携教育のより一層の推進を図る。

○ 小学校における専科指導の充実及び一部教科担任制・持ち合い授業の推進

小学校中・高学年における専科指導や一部教科担任制・持ち合い授業を一層進め、小学校中・高学年の担任の負担軽減と持ち時数の平準化を図る。教科専門的な指導とともに、複数の教師による多面的な児童理解等により教育内容を充実させる。

○ 特別な教育的支援を必要とする児童生徒への支援

特別な配慮を必要とする子どもの各教科の指導に当たっては、個々の子どもの実態を的確に把握し、一人一人の特性に応じた指導内容や指導方法の工夫等を計画的、組織的に行うよう、「個別的教育支援計画」「個別の指導計画」の作成、活用について、周知を図る。

日本語指導の必要な児童生徒について、帰国・外国人児童生徒教育推進センター校日本語指導専任教員または日本語指導協力員を派遣し、適応指導、日本語指導を行う。

○ 学校の補充学習体制の構築とひまわり教室の充実

ひまわり教室の円滑な運営に向け、学力向上推進リーダーとともに支援する。

学力向上推進リーダーについては学校配置とし、学校における補充的な学習及びひまわり教室の円滑な運営等を支援する。

「基礎・基本定着問題」「診断問題」をkitaQ せんせいチャンネルに掲載し、補充学習体制の構築を引き続き支援する。

○ 家庭学習の充実と学習習慣の形成

全校体制で家庭学習の充実を推進している好事例について、情報を共有する。

(2) 体力向上

「運動の好きな子ども」「運動量の豊富な子ども」を育て、子どもの体力の向上と豊かなスポーツライフの実現を図るため、取組の一層の推進・改善を図る。

柱1 全校体制でのPDCAサイクルの確立

各学校でスクールプランに掲げた「重点目標」及び「指標」に到達するために、「重点的取組」等の策定・実施・検証・改善を行う。また、新体力テストの調査結果から課題を洗い出し、課題に応じた取組を推進する。

○ 新体力テストの全学年・全種目での実施

新体力テストを、小学校1年生から中学校3年生までの全学年で全種目実施（6月又は7月に実施）し、経年での児童生徒の実態を全職員が把握する。

○ 新体力テストの調査結果を活用した授業改善と運動習慣の形成

各学校のPDCAサイクルの改善のため、「学校支援訪問」の際に、スクールプランを基にした体力向上の意識の共有化、取組の焦点化・具体化を図る。

また、新体力テストのデータを各学校が分析し、課題を明確にすることができるシステムの活用を推進する。

柱2 指導力向上のための日々の継続的な取組

体育科、保健体育科の授業において、学習指導要領に基づいた児童生徒の資質・能力の育成に向けて、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善につなげる。こうした取組は、運動が得意な子どもの運動能力向上のみならず、運動が苦手な子どもの自己肯定感や、スポーツへの好意にも影響を与える点に留意する。

○ 子どもが楽しみながら資質・能力を身に付ける体育科、保健体育科の授業の充実

「北九州市体力向上プログラム」の実施に当たり、授業の運動領域や子どもの実態に合わせ、プログラムの中から選択した運動を、毎時間、準備運動として行う。また、小学校については、「体育『好きっちゃ』プログラム」を活用し、楽しい体育科の授業、及びより質の高い体育科の授業を実践する。

○ 小学校における体育専科指導教員、一部教科担任の配置・活用

中・高学年を中心に専科指導等を積極的に推進していく。また、中学校保健体育科教員による小学校体育の専科指導等を推進し、体力向上における小中連携を図る。

柱3 生活習慣・運動習慣の確立に向けた取組

学校・家庭・地域が連携して、運動習慣の確立と生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する力を育成する。

○ 適正な部活動運営の取組

部活動休養日を原則週2日以上設定し、毎月第3水曜日を全市一斉の休養日とする。部活動指導員等、外部の人材を積極的に活用し、教員の業務を軽減しつつ、多くの生徒が部活動に参加できる環境を整える。

○ トップアスリート等との交流活動の実施

スポーツ振興事業「夢追う人達×わたし×未来」を実施し、トップアスリートと子どもの交流や障害者スポーツの体験等を推進する。東京2020大会終了にあたってオリンピック・パラリンピック教育も終了するのではなく、他者と協働しつつ主体的に運動やスポーツに取り組む態度や多様性を尊重する心、公德心等を育むとともに、運動を「する・みる・支える・知る」といった豊かなスポーツライフを送る上での素地の育成を意識し、今後も継続して取組を行う。

アクションプラン第2ステージ（延長版）における学力・体力向上の取組の骨子

＜第2ステージ（延長版）の基本理念＞

- 学校の実情に応じて、校・園長が主体的に学校マネジメントを展開する。
- 学校の主体的な取組を、教育委員会が全力で支援する。

【 学 力 向 上 の 取 組 】

【柱1】

全校体制でのPDCAサイクルの確立

＜PDCAサイクルに基づく学校マネジメントの推進＞

- スクールプランの策定・実施・検証・改善
- 「学校支援訪問」等の実施
- 各種学力調査等を活用した実態把握と指導の充実
- 北九州市教育委員会人材育成基本方針に基づく取組

子ども一人一人への 温かな関わり



ICT活用の推進



【柱2】

指導力向上のための 日々の継続的な取組

＜よい授業のイメージの共有と、授業を「行う・見る・語り合う・振り返る」活動の日々の継続的な実践＞

- 授業づくりにおける研修等の実施
- 研究指定校事業
- 若年教員の指導力向上への取組
- 定期考査の改善
- 教育センターの機能の選択と集中
- 研修体制の構築
- 「中学校外国語科」における取組

＜教育活動の一層の充実のための取組＞

- 学校図書館教育の充実と子ども図書館との連携
- 学校におけるICT活用の推進
- 本市シビック・プライドの醸成
- 部活動休養日を活用した研修機会の確保

【柱3】

小中9年間を見通した 児童生徒一人一人への きめ細かな教育体制の確立

＜校種間連携・特別支援教育の推進＞

- 9年間を見通した中学校区での目指す子ども像やSDGsに関連する目標等の共有
- 小学校における専科指導の充実及び一部教科担任制の推進
- 学校支援講師の活用
- 幼児教育と小学校教育の円滑な接続
- 特別な配慮を必要とする児童生徒への支援

＜補充学習システムの確立と質の向上＞

- GIGA端末を活用した補充学習の質の向上
- 学校の補充学習体制の構築とひまわり学習塾の充実
- 学びチャレンジリーディングスクールにおける補充学習の研究推進
- コグトレ・MIMの取組と研究推進

＜学力向上につながる家庭・地域との連携＞

- 家庭学習の充実と学習習慣の形成

子どもたちの実態、地域の実情、教職員の年齢層や経験年数など、各学校がおかれている状況は様々に異なります。したがって、全てのことを全市で一斉に取り組むことは、効果的ではありません。学校の実情に応じて、校長が主体的に学校マネジメントを展開していく必要があります。

本アクションプランに示している「学校等の取組」については、学校の実情に応じて、具体的な手だてを構想し、重点化を図り、効率的に取り組んでください。

【 体 力 向 上 の 取 組 】

【柱1】 全校体制でのPDCAサイクルの確立

＜新体力テストの全学年・全種目での実施と授業への反映＞

- 新体力テストの全学年・全種目での実施
- 新体力テストの調査結果を活用した授業改善と運動習慣の形成
- 体力向上に係る教科等教育研究部会の活性化

運動の好きな子ども

運動量の豊富な子ども

子ども一人一人への
温かな関わり



体力向上

豊かなスポーツライフ

I C T 活用の推進



【柱2】 指導力向上のための 日々の継続的な取組

＜運動習慣の二極化に対応し、 運動の好きな子どもの育成に向けた授業改善＞

- 子どもが楽しみながら資質・能力を身に付ける体育科、保健体育科の授業の充実
- 研究指定校事業
- 小学校における体育専科指導教員の配置・活用
- 学校におけるI C T活用の推進
- 教職員の資質・能力の向上を目指した研修の実施

【柱3】 生活習慣・運動習慣の 確立に向けた取組

＜健康な生活習慣の確立に向けた取組＞

- スマートフォン等の急速な発展・普及に対応した取組
- 健康教育に関する指導の充実
- 適正な部活動運営の取組

＜年間を通した運動習慣の確立＞

- 「北九っ子体力向上シート」の活用、授業以外の運動の機会と場の設定

＜関係機関等との連携＞

- 家庭・地域に対する効果的な情報提供の推進
- 幼児教育と小学校教育との円滑な接続の徹底

＜豊かなスポーツライフを実現する素地の育成＞

- トップアスリート等との交流活動の実施

VI 北九州市生涯学習推進計画

《“学びと活動の環”推進プラン》

～市民が学び、つどい、まちは輝く。学びと活動の環を広げよう。～

1 計画の策定

(1) 計画策定の趣旨

本市では、市民の学習活動を総合的に支援するため、平成10年度に「北九州市生涯学習推進構想」をまとめて以降、「北九州市生涯学習推進計画」に基づき生涯学習事業を推進してきた。

この間、市民の学習活動は、生きがいや心の豊かさ、新たな知識や技術などを獲得するための学習のみならず、社会の変化に伴う様々な課題に対応するための学習活動などの分野に着実に広がってきた。

従前の計画が令和2年度で終了することから、市民一人一人の自己実現や学習した成果を活動に活かす自主的・主体的な学習活動を支援し、循環型生涯学習社会づくりをめざす令和3年度を開始年度とする「北九州市生涯学習推進計画《“学びと活動の環”推進プラン》」を策定した。

(2) 計画の位置付け

「北九州市・新ビジョン」（市の基本構想・基本計画）の部門別計画の一つに位置付ける。

「北九州市こどもまんなか教育プラン」と並んで、教育基本法に定める「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置付ける。

(3) 計画の期間及び対象

① 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とする。

ただし、計画期間中であっても、社会経済環境、市民ニーズの変化、国・県の動きなどを踏まえながら、必要に応じて計画の見直しを行う。

② 計画の対象

主に「社会教育」・「家庭教育」分野としているが、他部局で取り組む人材育成や学習機会の提供に関する事務事業も盛り込み、横断的な計画となるようにした。

2 計画の概要

(1) めざす本市の生涯学習社会と目標

人口減少や少子高齢化をはじめとする多様な課題の顕在化や、急速な社会環境の変化を受け、今後、地域社会においては、住民主体でこれらの課題や変化に対応することが求められている。また、地域固有の魅力や特色を改めて見つけ直し、その維持発展に取り組むことが期待されている。

こうした状況の中、住民相互のつながりの形成を促進することに加え、地域の持続的発展を支える仕組みをつくるため、市民一人一人の生涯にわたる学びを支援する必要がある。

ある。

市民の生涯学習を推進し、個人のよりよい生きがいつくりや生活づくり、また、暮らしやすい地域社会づくりにつなげていくため、関係機関と連携した各種事業の実施や情報の提供はもとより、「学び」と「活動」の機会の充実、市民が学んだ成果を活動に活かすことで新たな課題を発見し、その課題を解決するために更に学ぼうという学びと活動の循環につながる仕組みを構築する。

このような状況を踏まえ、本市のこれからの「生涯学習社会の姿」と「計画の目標」を次のとおり定めた。

① めざす生涯学習社会の姿

○ 市民一人一人が、生涯にわたるあらゆる段階や場面において、自分に適した手段・方法を選択し、主体的に学習に取り組み、学んだ成果を行動に活かす人が地域社会に多く存在する社会（循環型生涯学習社会）

○ 地域が抱えている多様かつ複合的な課題により効果的に対応するため、行政だけではなく自治会、まちづくり協議会等の地域団体、社会教育関係団体、学校、NPO、ボランティア、企業などの地域社会のさまざまな組織が、それぞれの強みを活かしながら、共に支え合い、高め合うネットワークが形成され、地域の活力が高まった社会（ネットワーク型生涯学習社会）

○ 地域の様々な市民や団体が継続的に子どもの健やかな成長・発達に関わり、子どもと大人たち全てが共に学び合い、支え合い、高め合う。また、子どもたちが安心して活動できる居場所づくりを進め、これからの時代に必要な力や、生まれ育った地域・本市への愛着・誇りを子どもたちに育む。そうした環境の中で子どもたちが将来の地域の担い手となる社会（次世代育成型生涯学習社会）

② 計画の目標

『市民が学び、つどい、まちは輝く。学びと活動の環を広げよう。』

(2) 基本方針と施策の視点

① 基本方針

- ・人生100年時代を豊かに生きるための生涯学習社会づくり
- ・「学び」と「活動」が循環する生涯学習社会づくり
- ・多様な主体のネットワークによる生涯学習社会づくり
- ・子どもの成長への関わりを通して「家庭」や「地域」の力が高まる生涯学習社会づくり

② 施策の視点

- ・きっかけづくり
より多くの人が学びの場と活動の場に一步踏み出すきっかけをつくる。
- ・人づくり
地域課題の解決に向けた学習活動の成果を地域活動、ボランティア活動等に活かす人材を育成する。
- ・つながりづくり
学びや活動に参加することで、共に学ぶ・活動する仲

間が生まれる。特に、地域では住民同士の仲間意識や絆を強めていく。

- ・地域づくり

学びを通して地域課題に対する住民の関心を高めるとともに、住民同士の結びつきを強め、「住民主体のまちづくり」を推進する。

- ・ネットワークづくり

地域団体や社会教育関係団体、学校、NPO、ボランティア、企業などの多様な主体が課題に応じて、連携・協働し、お互いの強みを活かし、より効果的に生涯学習を推進する。

- ・多様性への対応

市民一人一人の個性や多様な生き方、主体性を大切にしながら、全ての人が学習できる機会や環境を提供する。

- ・支援体制づくり

市民の学びを支援するため、行政全体で横断的に連携・協働する体制を構築する。

- ・行財政改革

本市を取り巻く財政状況が厳しさを増す中、生涯学習の推進にあたっては「選択と集中」を進めていく必要がある。市が行う必要性やサービス水準、効率的な運営等の視点を持ち、各事業の点検、評価、見直し、改善を進めながら計画を実行する。

3 施策の柱と具体的な施策

施策の柱1 誰もが気軽に「学び」と「活動」に参加できる環境づくり

人生100年時代においては、すべての人が生涯を通じて自らの人生を設計し、学び続け、学んだことを活かして活動していくことが求められる。

また、すべての人が、それぞれのライフステージや多様性に応じた「学び」に参加できる環境づくりが求められる。

そのため、「学び」と「活動」の情報提供の拡充や「学び」と「活動」の場づくりなど、市民がいつでも・どこでも・何度でも自由に学んだり、活動したりすることのできる環境づくりを支援していく。

具体的な施策

- 1 「学び」と「活動」の情報提供の拡充
- 2 気軽に相談ができる体制づくり
- 3 多様な「学び」の機会の提供
- 4 「学び」と「活動」の場づくり

施策の柱2 「学び」と「活動」による人づくり

人々が社会生活を営む上で、取り組むべき現代的・社会的な課題は、社会環境の変化に伴い、多様で複雑化している。今後、一人一人がこうした課題と向き合いながら、より豊かな人生を送ることのできる持続可能な社会づくりを進めていかなければならない。特に地域においては、住民自らが地域づくりの担い手としてその運営に主体的に関わ

っていくことが求められる。

そのため、「学び」と「活動」の機会を充実させることにより、多様な課題を解決するための能力やスキルを備えた人材の発掘・育成に取り組む。

学習することによって自らの心を豊かにし、個人の生きがいや生活に必要な知識、技術を習得するだけでなく、その学習成果を社会へ還元していくことは、学習者にとって大きな喜びにつながる。また、自らの学習成果が誰かの役に立つことでやりがいも増し、さらなる学習意欲につながる。この「学びと活動を循環」させることのできる人づくりが求められる。

そのため、学習成果を活かしたい人や団体等とそれを求める人や団体等とのつなぎ役となる人材や地域にある多様な資源（NPO、ボランティアなど）を活かすことができる人材の発掘・育成に取り組む。

具体的な施策

- 1 「学び」と「活動」を通じた人材の発掘・育成
- 2 「学び」と「活動」をつなぐ人材の発掘・育成

施策の柱3 「学び」と「活動」によるつながりづくり

地域における人と人とのつながりの希薄化等により、近所付き合いが減るなど高齢者や困難を抱えた人が地域で孤立するという深刻な状況が生じる恐れがある。

「学び」と「活動」の循環は、人と人とのつながりをつくり、信頼関係や結びつきを強めることにもなる。

そのため、「学び」と「活動」の場の提供を通して仲間づくりを支援する。

また、地域コミュニティを活性化させるため、地域文化や伝統行事・祭りなどを通じた人と人とのつながりから生まれる地域への愛着・誇りといったシビックプライドの醸成を図る。

子どもの「生きる力」を育むには、友達同士の集団遊びや生活体験、自然体験、社会体験など地域を舞台にした多様な体験の充実が求められる。

また、家庭は、子どもが家族との愛情による絆を形成し、人に対する基本的な信頼感や倫理観、自立心などを身に付けていく場でもある。

就労状況や家族形態の変化など家庭を取り巻く環境が大きく変わる中、不安や悩みを抱えながらも孤立することなく、安心して子育てができるよう、地域全体で子どもの育成を支える仕組みづくりが求められる。

そのため、家庭、地域それぞれの教育力を高めるとともに、相互の連携を強化し、家庭・地域・学校が一体となって子どもたちの発達・育成を促す環境づくりに取り組む。

具体的な施策

- 1 「学び」と「活動」による仲間づくり
- 2 つながりから生まれる地域への愛着・誇り
- 3 学校と家庭・地域がつながる教育力の向上

北九州市生涯学習推進計画《“学びと活動の環”推進プラン》の体系

計画の目標

市民が学び、つどい、まちは輝く。学びと活動の環を広げよう。

基本方針

- ①人生100年時代を豊かに生きるための生涯学習社会づくり
- ②「学び」と「活動」が循環する生涯学習社会づくり
- ③多様な主体のネットワークによる生涯学習社会づくり
- ④子どもの成長への関わりを通して「家庭」や「地域」の力が高まる生涯学習社会づくり

施策の柱

- 柱1
誰もが気軽に「学び」と「活動」に参加できる環境づくり
- 柱2
「学び」と「活動」による人づくり
- 柱3
「学び」と「活動」によるつながりづくり

施策の視点

- ぎっかげづくり
- 人づくり
- つながりづくり
- 地域づくり
- ネットワークづくり
- 多様性への対応
- 支援体制づくり
- 行財政改革

取り組み

具体的な施策

(1)「学び」と「活動」の情報提供の拡充	①「学び」と「活動」の一元的な情報提供 ②多様な媒体による情報提供
(2)気軽に相談ができる体制づくり	①「学び」の相談体制づくり
(3)多様な「学び」の機会の提供	①「学び」のぎっかげづくり ②ライフステージや多様性に応じた学習機会の提供・充実 《②-1 乳幼児期の生涯学習》 《②-2 青少年期の生涯学習》 《②-3 成人期の生涯学習》 《②-4 高齢期の生涯学習》 《②-5 多様性(障害のある人・外国人住民等)に応じた生涯学習》 ③現代的・社会的な課題の解決に向けた学習機会の提供・充実 《③-1 人権教育の推進》 《③-2 環境教育の推進》 《③-3 男女共同参画社会の形成の推進》 《③-4 子育て支援の推進》 《③-5 超高齢社会対策の推進》 《③-6 安全・安心対策の推進》 ④生涯学習実施機関のネットワークによる学習機会の充実
(4)「学び」と「活動」の場づくり	①学んだ成果を活かす仕組み ②生涯学習関連施設の整備
(1)「学び」と「活動」を通じた人材の発掘・育成	①地域ボランティアの発掘・育成 ②地域リーダーの発掘・育成
(2)「学び」と「活動」をつなぐ人材の発掘・育成	①「学び」と「活動」をコーディネートする人材の発掘・育成
(1)「学び」と「活動」による仲間づくり	①「学び」と「活動」をきっかけにした仲間づくり
(2)つながりから生まれる地域への愛着・誇り	①シビックプライドの醸成(地域文化・生涯スポーツ) 《①-1 文化振興によるシビックプライドの醸成》 《①-2 スポーツの振興によるシビックプライドの醸成》
(3)学校と家庭・地域がつながる教育力の向上	①家庭教育支援の充実 ②家庭・地域・学校の連携促進 ③地域における子どもたちの発達・育成を促す環境づくりと体験活動の促進

VII 北九州市子ども読書プラン

《第4次北九州市子ども読書活動推進計画》

(令和3年3月策定)

1 計画の策定

(1) 計画策定の趣旨

本市では、平成27年6月市議会定例会において、「北九州市子ども読書活動推進条例」(以下、「条例」)が常任委員会提出議案として上程、全会派賛成で可決され、7月3日公布施行された。

この条例の趣旨を実現するため、「新・北九州市子ども読書プラン」(平成28年度～令和2年度)を策定し、「豊かな心と生きる力をはぐくむ読書環境の充実と子どもが楽しく自主的に本を手取る読書習慣の形成」を基本目標に、7施策36の取組みを実施した。

この間、平成30年12月には、子どもの読書活動の推進拠点となる「子ども図書館」を開館し、子ども図書館、学校図書館、地区図書館と三位一体で、子どもの読書活動推進に取り組んでいくための体制が整った。

一方、近年、学習指導要領の改訂、新型コロナウイルス感染症の流行、1人1台タブレット端末の配置といったGIGAスクール構想の推進など、子どもの読書を取り巻く環境は大きく変化してきている。

そこで、条例に基づき、これまでの読書プランの成果や課題、子どもの読書を取り巻く環境の変化を踏まえ、今後5年間の目指す姿、方向性、取組み方針などを示した「北九州市子ども読書プラン(第4次北九州市子ども読書活動推進計画)」(以下、「本計画」)を新たに策定した。

(2) 計画の位置付け

本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」第9条第2項、条例第6条の規定に基づく、市町村が定める「市町村子ども読書活動推進計画」(第4次北九州市子ども読書活動推進計画)として位置づけられる。

また、令和元年8月に策定した「第2期北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」に掲げられた「学校における読書活動の推進」の取組みを推進する個別計画として位置づけられる。

(3) 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とし、必要に応じて計画の見直しを行う。

(4) 推進体制

「北九州市子ども読書活動推進会議」に対し、毎年、本計画に掲げる施策等の進捗を報告し意見を聴くとともに、子ども図書館がイニシアティブをとり、関係機関と連携・協力しながら、スピード感を持ち、柔軟な発想で各施策を推進する。

2 計画の概要

(1) 全体を貫く視点

本計画では、計画全体を貫く4つの視点を定め、取組みを推進する。

- ①子どもが自ら本を手にとること
(子どもの自主性・主体性を引き出す)
- ②読書の楽しさを友達や家族などと分かちあうこと
(読書を通じた交流を生み出す)
- ③誰もがどこでも気軽に読書を楽しむこと
(読書バリアフリー化やICTの活用を進める)
- ④シビックプライドの醸成やSDGsの目標達成へ貢献すること

(2) 目指す姿《ビジョン》

本計画では、次のとおり読書活動を通じて目指す日常や子どもの姿を定める。

すべての子どもが、日々の生活の中ですすんで本を手にとって読み、子ども同士や家族などと楽しく語り合う日常

すべての子どもが、生活の中で身近に本を置き(マイライブラリーを作る)、勉強、スポーツ、レジャーなどと同様に、生活の一部として、すすんで本を手にとって読む日常。

さらに、読書で感じたことを身近な友達や家族などと楽しく語り合い、分かちあう、そのような日常がいたるところに生まれ、読書の輪が広がってもらいたいという願いを込めている。

その中で、

- 本との出会いを楽しみにする子ども
- 本から学び、知ることの喜びを感じる子ども
- 読書の楽しさ、大切さを知り、それらを発信でき、生涯に渡って読書に親しもうとする子どもが育っていくことを目指す。

(3) 3つの方向性《ミッション》

本計画では、先に示した目指す姿を実現するため、次のとおり3つの方向性を定める。

合わせて、その方向性を効果測定するため、方向性ごとに成果指標を定め、毎年、進捗状況を検証する。

方向性Ⅰ 読書に親しむ子どもを増やす(裾野を広げる)

子ども時代に読書をすることは、人生100年時代と呼ばれる長い人生を送る上で、様々な力をはぐくむことにつながる。そこで、読書を楽しみと感じ、自らすすんで読書をする子どもを増やし、読書の裾野を広げる。

方向性Ⅱ 読書の大切さを知る子どもを増やす

(読書が大好きな子ども(コアファン)を増やす)

たくさん本に触れ、親しむことは大切なことだが、子どもがより良い本と出会い、読書の大切さを知り、様々なことを学び、家族や友達にその大切さを伝えることも重要である。そこで、自らより良い本を求め、読書の大切さを知る、読書が大好きな子ども(コアファン)を増やす。

方向性Ⅲ 子どもの読書を支える大人を増やす

読書好きの大人・家庭を増やす

読書をする子どもを増やすには、大人の協力は欠かせない。そこで、子どもが読書活動に親しみ、読書の大切さを知ることができるよう、読み聞かせボランティアなど、それらを力強く支える大人を増やす。合わせて、家庭や身近にいる大人が読書をしている姿を見ることが、子どもが読書をする動機付けとなると考えられるため、読書に親しむ家庭、読書好きの大人を増やす取組みを行う。

(4) 取組みの方針及び主要施策《アクション》

本計画では、3つの方向性を具現化するため、主に子どもの読書に関わる場所ごとに分類し取組みの方針を定め、次に掲げる主な施策を実施していく。

ア 家庭における読書活動の推進

家庭は子どもがはじめて本と出会う大切な場所である。乳幼児期に読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、読んだ本の楽しかったことなどを話題にしたりすることが、子どもに心地よさを感じさせ、読書の楽しさを知ることにつながる。

うちどく

子どもの成長段階に応じ、読み聞かせや家読(ファミリー読書)に加え、時代に対応した動画などの新たな手法の検討など、家庭における読書活動の推進を図っていく。

【主要施策】

① はじめての絵本事業の推進

◆ 母子健康手帳の交付時に絵本を贈り、これから父母となる保護者に対し、妊娠時から読書の大切さを伝える「はじめての絵本事業」について、子どもの読書活動へより効果的につなげられるよう、その取組みを実施する。

② 保護者による読み聞かせの実施

◆ 「はじめての絵本事業」で配布した絵本を使って、家庭で保護者による子どもへの読み聞かせなどが行われ、乳幼児期に絵本を通して親子の心のふれあいが生み出されるよう、取組みを推進する。

うちどく

③ 家読(ファミリー読書)の推進

◆ 家族で同じ本を読んだり、感想を話し合ったりし、本を通じてコミュニケーションを図る「家読(ファミリー読書)」について、その重要性を啓発し、「家読(ファミリー読書)」のより一層の推進を図る。

④ 読書の日、読書カードの実践

◆ 秋の読書週間に合わせ、北九州市独自の「(仮称)北九州市子ども読書の日」を新たに制定するとともに、毎月23日の読書の日、読書カードの実施などを通じ、家庭や様々な場所での読書が行われるよう取組む。

⑤ 電子機器、動画等を活用した読書のきっかけづくり

◆ タブレット端末、スマートフォンなどが普及する中、そのような電子機器で見られる電子書籍の貸出や、読み聞かせ動画の配信の検討など、家庭での読書のきっかけづくりを行う。

イ 学校における読書活動の推進

学校は子どもの読書を支援し、読書の大切さを学ぶ上で重要な役割を担っている。

学校図書館等のより効果的な活用、授業等を通じた読み聞かせの実施など、学校における読書活動の推進を図る。

【主要施策】

① 学校図書館・学校図書館職員の利活用の促進

◆ 学校図書館が「読書センター」「学習センター」「情報センター」としてより機能し、子どもにとって利用しやすい学校図書館となるよう、学校長、司書教諭、学校図書館職員などの連携強化・資質向上、図書館資料の充実、レファレンスサービス機能の充実など、学校図書館のより効果的な利活用を図る。

② 学校、学校図書館と市立図書館との連携強化

◆ 授業に活用できる図書をパッケージ化した「学校貸出図書セット」の充実などに加え、小学校在学中に各学校の実情に応じ市立図書館の見学を行うことや学校図書館と市立図書館の運用面での連携の検討など、学校、学校図書館と市立図書館との連携の強化を図る。

③ 授業等を通じた読書習慣の形成

◆ 学校において、一斉読書時間の設定、担任や学校図書館職員、読み聞かせボランティア等による読み聞かせの実施、学級文庫など本が身近にある環境の整備の充実などを通じ、子どもの読書習慣の形成を図る。

④読書を通じた交流の実施

- ◆子ども同士が読書の楽しさを分かち合うため、学校内、学校間でのビブリオバトル、ブックトークの実施などを通じ、子ども同士の交流を図る。

ウ 市立図書館における読書活動の推進

市立図書館は、誰にでも開かれた「知」の拠点として、子どもが未知の本と出会い、読書の質を高めるきっかけとなる場所である。

誰もが気軽に読書に親しめるよう読書のバリアフリー化、非来館型サービスの導入、さらに読書を支えるボランティアの育成など、市立図書館における読書活動の推進を図る。

【主要施策】

①読書の「バリアフリー」化の推進

- ◆特別な支援を要する子どもに向けたマルチメディアアイジー図書やＬＬブックなどアクセシブルな書籍の充実、円滑な利用のための支援の充実、外国籍の子どもに向けた読み聞かせの実施など、誰もが気軽に利用しやすい市立図書館を目指し、読書のバリアフリー化を進める。

②来館のきっかけづくり

- ◆市立図書館に来たことがない子どもや保護者の来館を促すため、趣向を凝らした様々な魅力的なイベントの実施など、来館のきっかけづくりを進める。

③非来館型サービスの導入など機能の充実

- ◆With コロナ時代の市立図書館の新たな形としての子ども向け電子図書館の導入や、レファレンス事例集、おすすめ本などの情報のより効果的な発信など、図書館機能の充実を図る。

④子ども図書館と地区図書館との連携強化

- ◆子ども図書館が市立図書館の子ども部門の総括として、力強くリーダーシップを発揮し、読書ボランティアの派遣、子ども司書の養成など地区図書館と協力した事業の展開を図るなど、地区図書館と連携した取組みを強化する。

⑤読書通帳機の拡充

- ◆自分自身の読書履歴を目に見える形にすることで、読書活動を振り返ることができ、読書意欲の促進、図書館利用の活性化につながる効果をもたらす「読書通

帳」について、より多くの子どもに利用してもらうため、子ども図書館以外への機器の配置の拡充について検討する。

⑥読書ボランティアなどの育成・支援

- ◆市立図書館や学校など市内で活動している読み聞かせボランティアなど読書に関わるボランティアの育成、連携支援に取り組むとともに、図書館職員の資質向上を図る。

⑦主体的に読書活動に関わる子どもの育成・支援

- ◆子ども司書の養成や活躍できる場の提供、ジュニアサポーター制度の発展など、主体的に読書活動に関わる子どもを一人でも多く育成し、その子どもを支援する。

エ 地域（子育て関連施設、市民センターなど）における読書活動の推進

家庭、学校、市立図書館のほか、幼稚園・保育所等、放課後児童クラブ、市民センターなど地域に存在する様々な施設の関わりも重要である。

各施設での読み聞かせの実施、市立図書館と各施設の連携・協力の推進など、地域における読書活動の推進を図る。

【主要施策】

①幼稚園・保育所等における読み聞かせ、貸出の推進・支援

- ◆幼稚園・保育所等において、絵本の読み聞かせ、言葉の響きやリズム、新しい言葉や表現などに触れる取組み、図書の貸出などを推進する。

②子育て関連施設、市民センター等での読み聞かせの実施

- ◆放課後児童クラブ、子ども食堂などの子育て関連施設、市民センター等子どもが集う様々な場所で、絵本の読み聞かせ、図書の貸出などを推進する。

③子育て関連施設、市民センター等と市立図書館との連携強化

- ◆市立図書館の図書のより一層の活用や読み聞かせボランティアなどの人材の情報共有、活用など、子育て支援施設、市民センター等と市立図書館の連携の強化を図る。

④文化施設等との相互協力

- ◆文学館、松本清張記念館、漫画ミュージアムなどの市内の文化施設、PTA協議会、学校図書館協議会など

の団体と相互に連携・協力し、子どもの読書活動推進を図る。

⑤子どもが集まる商業・レジャー施設などとの協力の検討

- ◆これまで読書とは縁遠いと思われていた商業施設、レジャー施設など、子どもが集まる様々な施設と相互協力ができないかについて検討する。

オ 読書活動の普及啓発の推進

子ども図書館がイニシアティブをとり、関係機関と連携のもと、子どもの読書の意義や重要性、楽しさなどについて、広く理解を促すとともに、読書好きな子どもにスポットを当てた取組みの推進、さらに、子どもの読書の動機付けの一つとして読書好きな大人・家庭を増やす取組みの展開など、読書活動の普及啓発を図る。

【主要施策】

①子どもの読書活動への理解促進

- ◆関係機関と連携し、「(仮称) 北九州市子ども読書の日」など様々な機会を活用し、保護者などに対し、子どもの読書活動の意義等についての理解を促す。

②SNS等を使った情報発信、双方向性をもったやり取りの実施

- ◆ティーンズ（ヤングアダルト）層の取り込みなどを行うため、ソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）等を活用した情報発信やコミュニケーションツールなどを活用した双方向性をもったやり取りなどを検討し、取り組む。

③読書好きな子どもが輝く、交流・発信する場の提供

- ◆子ども読書会議、学校対抗のビブリオバトルの開催など、読書好きな子どもにスポットライトが当たり、その子どもが互いに交流し、学校など周りにその輪を広げていける場の提供を行う。

④読書好きな大人・家庭を増やす取組みの展開

- ◆子どもに大きな影響を持っている保護者のほか、周りの大人に読書好きになってもらえる取組みを検討し、展開していく。

VIII 教育財政

1 教育関係予算の概要（令和6年度）

令和6年度北九州市一般会計予算における教育関係予算の総額は、752億5,332万9千円で、前年度に比べ4.1%、29億3,185万4千円の増となっています。また、一般会計予算に占める割合は12%です。

不登校や特別支援の児童生徒の増加、今年一月に発生した能登半島地震のような災害が発生した場合の対応、教職員不足や働き方改革の推進、施設の老朽化など、学校現場を取り巻く環境は複雑化・多様化しています。

このような中、教育委員会では、令和六年の一文字として「礎（いしずえ）」という文字を掲げています。これは、子どもたちの未来を創る「礎」を築くための1年となるよう、学校教育の充実に向けた取組を進めていくという想いを込めているものであります。

この一文字のもと、北九州市の新ビジョンに掲げる「彩のあるまち」および「安らぐまち」の実現に向け、未来を担う子どもたちの可能性を最大限引き出せるよう、令和6年度も様々な施策に取り組んでまいります。

主要施策

「彩りあるまち」の実現

1 ⑧グローバルリーダー育成事業 （「北九州市型外国語教育」の推進）

6,286千円

北九州市と世界の架け橋となる人材の育成を目指し、北九州市独自のプログラムに基づく「北九州市型外国語教育」を推進校において先行実施する。

2 ⑧学力向上分析プロジェクト

1,000千円

小学校3・4年生の国語と算数の学力向上のため、外部アドバイザーを迎え、これまでの全国学力・学習状況調査等の結果分析・課題整理を実施する。

3 ⑧学校給食魅力向上事業

230,000千円

（他に債務負担80,000千円）

令和6年度から令和7年度にかけて「スチームコンベクションオープン」を未設置校（54校）に設置し、「焼く」「蒸す」等の多彩な献立を提供できる環境を整備することにより、学校給食の魅力向上を促進する。

4 ⑧教育ダッシュボード実証事業

6,300千円

子どもたちの成績や出欠、1人1台端末の学習履歴等の「教育データ」を集約してグラフや表などで一覧化し、児

童生徒やクラスの状況を学校がよりの確に把握できるようにする「教育ダッシュボード」を活用することで、教育の質の向上や教員の負担軽減につながるかを実証する。

5 ⑧教員負担軽減学校DX+（プラス）

5,700千円

中学校全校（62校）に採点システムを導入し、教員の採点業務に係る負担軽減を図る。

6 ⑧北九州市立高等学校「魅力化」「特色化」推進事業 11,949千円

産官学民と連携した探究的な学びの推進や次世代ICT環境を整備することで、高度な情報技術を身につけたデジタル人材を育成し、未来を創造するための質の高い教育を推進する。

7 部活動地域移行事業

22,465千円

生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を将来にわたって確保するために、学校部活動から地域クラブ活動への移行に向けて、部活動を地域団体に委託するモデル事業を実施するとともに、有識者等による「部活の未来を考える会」を開催する。

8 「生きる力」を育む放課後エデュテイメント事業

12,000千円

平日の放課後の学校というフィールドを使い、子どもたちの「学び」に「遊び」を掛け合わせ、探究心や研究心を自由に開花させられるような「多様な体験の場」を提供する。

9 ⑧電子書籍購入事業

500千円

来館しなくても読書を楽しめ、また、障害のある方等も利用しやすいなど、市民の様々なニーズに応えられるよう、現在、子どもを対象としている「北九州市子ども電子図書館」において大人向け電子書籍の充実を図る。

10 Kitakyuスーガク+（プラス）による 理工系人材育成推進

4,064千円

北九州市ならではの「特色ある数学、理科教育の推進」に取り組み、理数への興味や向上心を喚起させることで、将来の理工系人材の育成を推進する。

11 子どもの「健口力」（けんこうりょく）アップ事業 61,151千円

「学校における歯と口の健康づくり推進計画」に基づき、フッ化物洗口等のむし歯予防や歯みがきや生活習慣の指導、むし歯治療の促進、保護者への啓発活動等の取組を複合的に実施し、子どもの「健口力」の向上を図る。

12 小中一貫教育推進事業

1,000千円

令和3年8月に改訂した「北九州市小中一貫・連携教育基本方針」を踏まえ、八幡東区の中央中校区（八幡小・中央中）及び尾倉中校区（皿倉小・尾倉中）において、本市初の小中一貫教育校の設置を目指す。

13 北九州市立高等学校の魅力向上推進事業

5,600千円

北九州市立高等学校の教育内容の更なる充実を図るため、学科構成の変更など、今後の在り方について検討する。

14 コミュニティ・スクール、地域学校協働活動事業

27,178千円

地域と学校が連携・協働し、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支えていくために、「コミュニティ・スクール」と「地域学校協働活動」の一体的な実施に向けた取組を進める。

15 人権教育推進事業

16,000千円

生命の大切さを学び、自尊感情や他の人とよりよく生きようとする意識、集団生活での規範を尊重し、義務や責任を果たす態度など「生きる力」を育む教育活動を推進する。また、人権教育教材集「新版いのち」の積極的な活用を図るなど、学校における人権教育の充実を図る。

16 防災・減災教育推進事業

3,539千円

近年増加傾向にある予測困難な気象状況に対応するため、幼児児童生徒が主体的に行動し、自分の命は自分で守る行動ができるような知識と能力を身に付けさせ、未来を見据えた地域防災の担い手を育成する。

17 新教師用教科書及び指導書の購入

398,670千円

令和6年度小学校・特別支援学校小学部教科用図書の採択替えに伴い、教師用の「検定教科書」、「検定教科書用指導書」を購入する。

18 子どもひまわり学習塾事業

70,581千円

（他に債務負担4,300千円）

児童生徒の主体的な学習習慣や、基礎的・基本的な学力の確実な定着を図るため、放課後等を活用して学習機会を提供する「子どもひまわり学習塾」を実施する。

19 医療的ケア児総合支援事業

80,438千円

医療的ケア児支援法の施行（令和3年9月）に基づき、市内の学校に通う医療的ケア児が安心して学校生活を送れるように、看護師等の配置及び通学支援などを行うことにより、法の趣旨に則り、保護者の負担軽減に資する。

20 給食食材価格高騰対応事業

550,000千円

コロナ禍以降続く食品の値上げを受け、子育て世帯の負担軽減の観点から、給食費の値上げ相当分の支援を行う。

21 学校給食安全対策事業

123,792千円

給食調理機械更新計画に基づき、小学校及び特別支援学校の給食調理で使用する大型の調理機械の更新及び修繕を実施する。

22 未来を担う教職員人材確保プロジェクト

6,000千円

教員不足の解消に向けて、教員採用に関する広報活動を強化するとともに、ペーパーティーチャー支援講座の開催や新規採用教員を対象とした奨学金返還支援制度の取組を実施する等、教職員人材の確保に向けた取組を総合的に推進する。

23 学校支援のための講師等配置事業

104,248千円

学力向上や長期欠席・不登校対応など、学校の課題や状況に柔軟に対応し、学校運営を円滑に進めていくため、講師等を配置する。

24 特別支援学級補助講師の配置事業

263,470千円

学校に配置する特別支援教育コーディネーター（特別支援学級担任）の活動を支援し、もって特別支援教育の推進及び充実を図るため、在籍児童生徒数の多い特別支援学級（自閉症・情緒障害等）に教員免許を有する特別支援学級補助講師を配置する。

25 教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置事業

538,698千円

学校現場における業務改善の一環として、教員の負担を軽減し、子どもと向き合う時間を確保するため、教員業務支援員の配置を拡充する。

26 部活動振興事業

38,970千円

教員の負担軽減と部活動の振興を図るため、顧問教員に代わって単独での指導・引率等の業務を行う「部活動指導員」の配置時間や、部活動指導業務をNPO法人へ委託するなど、部活動の環境整備を実施する。

27 北九州市立高等学校DX推進事業

982千円

学校運営について、時代に合わせた見直しを行い改善・適正化することが求められており、本事業の実施により、教員の業務改善及び適切な事務処理体制の構築を実現する。

28 学校トイレ整備事業

478,596千円

児童生徒の安心・快適な学習環境を整備するため、計画的に学校トイレの洋式化を行う。

29 思永中学校温水プール運営事業

63,127千円

令和5年度末のPFI事業終了に伴い、令和6年度はプールの管理・運営業務を委託する。

30 特別教室エアコン整備事業

43,390千円

近年の猛暑の中、安全で快適な学習環境の確保のため、小学校の理科室に、第三者所有方式によりエアコンを設置するとともに、中学校変圧器改修工事を行う。

31 中央図書館照明設備改修事業

6,600千円

中央図書館の照明設備のLED化のためのアスベスト事前調査及び実施設計を行う。

32 中央図書館長寿命化事業

4,300千円

中央図書館の長寿命化を図るため、建物の診断を実施し、予防保全や改修工事の必要性について調査を行う。

33 八幡図書館折尾分館運営事業

3,790千円

令和4年7月に新築移転開館した八幡図書館折尾分館の共同利用部分にかかる維持管理経費等の負担を行う。

34 子どもの読書活動推進事業

2,672千円

子どもの読書習慣の定着や読書の大切さについての啓発を図るため、「北九州市子ども読書活動推進会議」を開催す

るとともに、読書カードの配布やイベント等を行う。

35 はじめての絵本事業

5,504千円

絵本を通して、親子の触れ合いや家庭における子どもの読書を応援する一助として、子どもの読書に関心を持ってもらえるよう、出生後、早い時期に絵本を配付する。

36 子どもの未来をひらく教育プラン策定等事業

2,159千円

北九州市の教育振興基本計画である「第2期北九州市子どもの未来をひらく教育プラン」の計画年度が令和5年度をもって終了するため、令和6年度中に次期教育プランを策定し、周知を図る。

「安らぐまち」の実現

37 スクールカウンセラー活用事業（チーム学校）

161,254千円

不登校やいじめなど様々な悩みに関し、カウンセリングを通し、未然防止や早期発見・対応を図るため、心の専門家であるスクールカウンセラーを学校へ配置する。

38 学びの多様化学校（不登校特例校）設置検討事業

1,000千円

令和5年度の「不登校児童生徒の教育機会の確保に係る検討」において、学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）設置への関心が高いことから、本市における「学びの多様化学校」の設置について検討する。

39 AED本体更新事業

6,574千円

（他に債務負担46,100千円）

全市立学校（園）に設置しているAED（自動体外式除細動）のうち、耐用年数を迎える対象機器を更新する。

40 学校施設老朽化対策事業

2,223,092千円

安全で安心な教育環境を整備するため、「北九州市学校施設長寿命化計画」に基づき、大規模改修（長寿命化改修）及び外壁改修などの老朽化対策を実施する。

- ・大規模改修事業（1,057,690）
- ・外壁改修事業（125,003）
- ・消防設備整備事業（211,420）
- ・埋設給水管及び消火管改修事業（141,179）
- ・法面改修事業（687,800）

41 バスケットゴール点検事業

41,500千円

市立学校の体育館に設置しているバスケットゴールについて、専門業者による点検を実施する。

42 スクールソーシャルワーカー活用事業 の充実（チーム学校）

105,832千円

貧困や虐待・不登校等への対応を含め、児童生徒の問題行動等の背景にある家庭等の問題に対して、関係機関との連携を図りながら支援を行うため、「福祉の専門家」であるスクールソーシャルワーカーを配置する。

43 SNS相談事業

13,500千円

いじめを含む様々な悩みを抱える児童生徒の悩みや不安の解消を図るため、SNSを活用した相談体制を構築する。

44 いじめ・不登校対策事業（チーム学校）

3,826千円

北九州市いじめ防止基本方針に基づき、いじめを適切に把握するとともに、児童生徒の人間関係づくりや小中連携による取組を推進することにより、いじめや長期欠席（不登校）の未然防止を図る。また、関係機関やスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、スクールロイヤーと連携した対応により、いじめや長期欠席（不登校）の解消を図る。

46 ひまわり中学校（夜間中学校）運営等事業

14,601千円

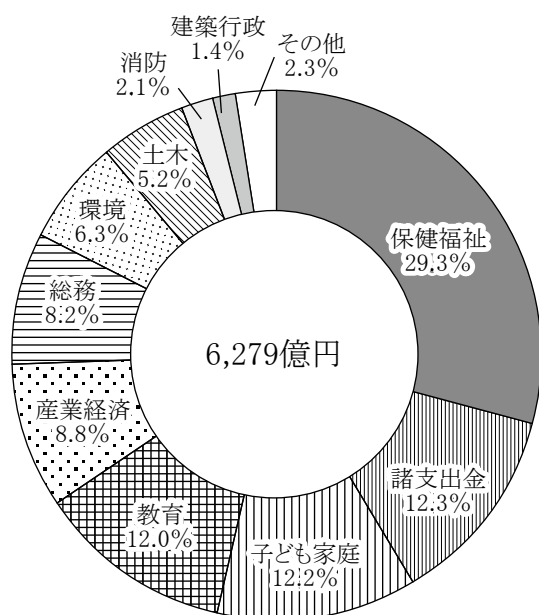
令和6年度に開校するひまわり中学校において、学校運営に必要な教材・教師用指導書等の購入や生徒の定期健康診断等を実施するとともに、令和7年度の入学希望者に向けた生徒募集や学校説明会を開催する。

47 ひまわり中学校（夜間中学校）バリアフリー化 工事等事業

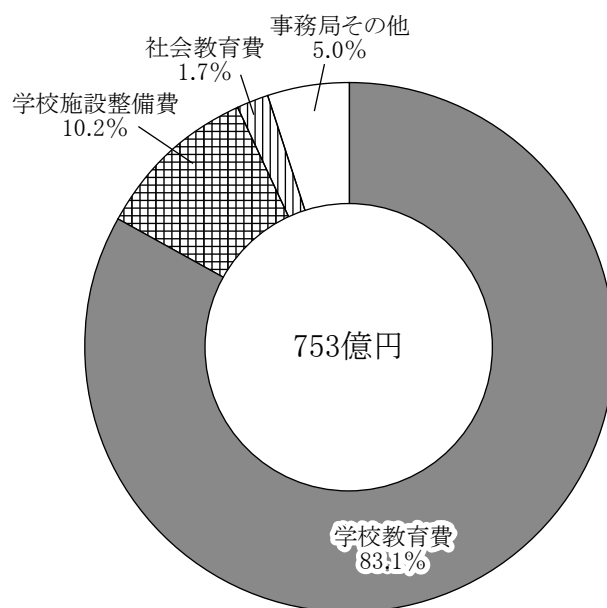
84,079千円

高齢者や障害者が通学や教室を移動する際に利用できるようエレベーターを設置するとともに、段差解消や手すり設置等のバリアフリー化工事を行う。

2 一般会計予算款別比率（令和6年度）



3 教育関係の目的別予算（令和6年度）



4 教育関係予算（令和6年度）

[歳入]

(単位：千円)

款	令和6年度	令和5年度	増減
17 使用料及び手数料	111,099	116,799	△ 5,700
18 国庫支出金	12,936,481	12,591,299	345,182
19 県支出金	15,664	12,756	2,908
20 財産収入	21,002	9,485	11,517
21 寄附金	14,700	14,700	0
22 繰入金	1,452,463	14,800	1,437,663
24 諸収入	460,291	482,268	△ 21,977
25 市債	4,973,200	4,718,600	254,600
合計	19,984,900	17,960,707	2,024,193

[歳出]

(単位：千円)

項	令和6年度	令和5年度	増減
13 款 1 教育職員費	51,301,111	49,230,642	2,070,469
2 教育総務費	1,234,645	1,382,323	△ 147,678
3 小学校教育費	9,778,834	9,257,691	521,143
4 中学校教育費	6,429,294	5,955,856	473,438
5 高等学校教育費	148,428	172,445	△ 24,017
6 特別支援学校教育費	3,983,242	3,964,779	18,463
7 幼稚園費	65,793	70,427	△ 4,634
— 専修学校教育費		13,668	△ 13,668
8 社会教育費	1,041,742	1,036,878	4,864
9 保健体育費	1,268,375	1,235,881	32,494
10 繰出金	1,865	885	980
合計	75,253,329	72,321,475	2,931,854

5 投資事業一覧（令和6年度）

（単位：千円）

項 目	事 業 費	概 要
小 中 学 校 改 築 等	3,198,501	大規模改修事業、法面改修事業、学校トイレ整備事業など
小 中 学 校 整 備 等	1,291,656	学校統合関連事業、不足教室等対策事業、エアコン整備事業など
学校給食設備等改善	274,752	学校給食魅力向上事業など
学校保健機器等整備	8,474	AED本体更新など
特別支援学校整備等	2,922,021	小倉北総合特別支援学校など
幼 稚 園 改 修 等	6,199	学校施設等改修事業など
北九州市立高等学校整備	9,548	学校施設等改修事業

（単位：千円）

項 目	事 業 費	概 要
図 書 館 整 備 等	58,507	図書館施設改修事業など
合 計	7,769,658	

6 教育関係予算の推移（令和２年度～令和６年度）

（単位：千円）

区 分		令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
一 般 会 計		570,298,000	643,972,000	608,218,000	609,161,000	627,883,000
教 育 予 算		70,784,125	70,185,344	70,126,697	72,321,475	75,253,329
教 育 職 員 費		53,277,862	52,042,778	52,039,465	49,230,642	51,301,111
	職 員 費	53,277,862	52,042,778	52,039,465	49,230,642	51,301,111
教 育 総 務 費		1,516,927	1,422,384	1,659,087	1,382,323	1,234,645
	教 育 委 員 会 費	17,700	17,483	17,316	17,534	17,321
	事 務 局 費	192,146	250,224	214,424	248,677	178,314
	奨 学 費	390,202	302,635	268,976	243,130	212,981
	教 職 員 人 事 費	803,919	739,724	854,978	766,306	725,450
	寄 宿 舎 費	13,126	13,024	12,690	12,234	12,305
	教 育 セ ン タ ー 費	99,834	99,294	290,703	94,442	88,274
小 学 校 費		7,209,580	6,940,463	7,253,501	9,257,691	9,778,834
	学 校 管 理 費	4,783,900	4,604,836	4,629,476	5,080,728	5,518,631
	教 育 振 興 費	1,158,249	1,055,858	1,047,766	1,078,311	1,045,492
	学 校 整 備 費	1,267,431	1,279,769	1,576,259	3,098,652	3,214,711
中 学 校 費		4,658,892	4,792,030	5,284,545	5,955,856	6,429,294
	学 校 管 理 費	2,310,239	2,609,231	2,568,104	2,710,819	2,721,106
	教 育 振 興 費	1,485,049	1,413,510	1,567,632	1,631,355	1,435,399
	学 校 整 備 費	863,604	769,289	1,148,809	1,613,682	2,272,789
高 等 学 校 費		148,964	138,121	379,889	172,445	148,428
	全日制高等学校管理費	120,664	111,815	121,744	148,481	128,383
	教 育 振 興 費	16,493	11,879	9,627	10,362	5,168
	学 校 整 備 費	11,807	14,427	248,518	13,602	14,877
特 別 支 援 学 校 費		2,040,252	2,806,137	1,657,479	3,964,779	3,983,242
	学 校 管 理 費	732,649	701,560	830,729	887,852	918,962
	教 育 振 興 費	62,192	63,617	75,033	131,730	99,314
	学 校 整 備 費	1,245,411	2,040,960	751,717	2,945,197	2,964,966
幼 稚 園 費		86,846	53,620	46,442	70,427	65,793
	幼 稚 園 管 理 費	41,698	37,226	30,542	33,063	30,372
	教 育 振 興 費	2,912	2,471	2,108	22,227	22,343
	幼 稚 園 整 備 費	42,236	13,923	13,792	15,137	13,078

(単位：千円)

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
専 修 学 校 費		57,356	19,511	14,948	13,668	-
	専 修 学 校 費	17,041	19,511	14,948	13,668	-
	各 種 学 校 費	40,315	0	0	0	-
社 会 教 育 費		1,123,991	1,270,100	1,088,280	1,036,878	1,041,742
	社 会 教 育 総 務 費	139,891	132,944	118,479	116,514	85,968
	図 書 館 費	977,479	1,130,875	963,837	914,592	950,451
	視 聴 覚 セ ン タ ー 費	6,621	6,281	5,964	5,772	5,323
保 健 体 育 費		663,455	700,200	693,178	1,235,881	1,268,375
	学 校 保 健 費	663,455	700,200	693,178	1,235,881	1,268,375
繰 出 金		0	0	9,883	885	1,865
	繰 出 金	0	0	9,883	885	1,865

このページは白紙です